

LLP 法の解説

令和 7 年 7 月 2 日

経済産業省 産業組織課

この「LLP 法の解説」（以下「本解説」という。）は、経済産業省が単独で所管する有限責任事業組合契約に関する法律の基本的な解釈を、その解釈及び運用の業務に携わっている経済産業省産業組織課（以下「産業組織課」という。）の担当官においてまとめたものである。

本解説の記載内容は、石川魁著・産業組織課監修『LPS 法／LLP 法』（商事法務, 2025）の第 2 部である「LLP 法の解説」の記載内容と対応している。仮に両者の記載内容に矛盾又は抵触がある場合は、『LPS 法／LLP 法』の記載内容が優先する。但し、本解説が最初に公開された令和 7 年 7 月 2 日（以下「本公開日」という。）以降に本解説の部分的な改訂又は修正が行われた場合、当該改訂又は修正が行われた箇所（かかる箇所は、色付き文字にすること又は新旧対照表を作成すること等により明示する。）については、本解説の記載内容が優先する。

なお、産業組織課「LLP に関する 40 の質問と 40 の答え」（平成 17 年 6 月）（その後の追加部分も含む。）その他の本公開日以前に産業組織課が公開した LLP 法の解釈に関する資料は、本公開日をもって、本解説と矛盾又は抵触する限りにおいて産業組織課による行政解釈を含まないものとなる。また、本解説は、産業組織課の所管しない法令（以下「所管外法令」という。）についての行政解釈を述べるものではなく、本解説における所管外法令に関する全ての言及は、これらについての行政解釈を含まないものとみなされる。

令和 7 年 7 月 2 日
経済産業省産業組織課

本解説においては、必要に応じて下表の略語を用いる。

略語	正式表記
LPS	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第3条第1項に規定される組合契約により組成される組合
LLP	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第3条第1項に規定される組合契約により組成される組合
LLP 法	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）
LLP 法施行令	有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）
LLP 法施行規則	有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第七十四号）
LLP 契約	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第3条第1項に規定される有限責任事業組合契約
LLP 契約書	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第4条第1項に規定される組合契約書
民法組合	民法（明治二十九年法律第八十九号）第667条第1項に規定される契約により組成される組合
組合財産	LPS、LLP 又は民法組合の合有に属する財産
組合債権者	LPS、LLP 又は民法組合の総組合員に帰属する債務に係る債権を有する者

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であって、組合員の責任の限度を出資の価額とするものに関する制度を確立することにより、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

I. 総論

本条は、有限責任事業組合「(LLP : Limited Liability Partnership、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)」制度を創設する意義や必要性等を踏まえつつ、LLPの本質及びLLP法の目的を規定するものである。

II. LLPの本質

「共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であって、組合員の責任の限度を出資の価額とするものに関する制度を確立する」は、LLPの本質、具体的には、LLPが、①組合員が営利の目的を持って共同して反復・継続的な経済活動(事業)を行うことを予定した組合であること及び②民法組合を基礎としつつ、組合の事業から生ずる債務に対する組合員全員の責任の限度が出資の価額に限定される組合であることを意味している。なお、LLPは、法人格を持たない組合にすぎないから、法律行為の主体にならない。

III. LLP法の目的

「個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資することを目的とする」は、LLP法の目的に当たる部分である。

これは、立法当時、中長期的にみて我が国の経済活力の低下が懸念されていたなか、LLPを用いた営利目的の連携共同事業についての積極的な取組みを促進していくことにより、我が国の経済活力を向上させていく必要があるという考えの下で規定されたものである。

IV. LLPの活用方法

LLPは、多種多様な共同事業のために活用することができる組合であり、例えば、次のような事業を行う目的での活用が考えられる。

- ① 大企業同士が連携して行う共同事業(共同研究開発、共同生産、共同物流及び共同設備集約等)
- ② 中小企業同士の共同事業(共同研究開発、共同生産及び共同販売等)
- ③ スタートアップや中小・中堅企業と大企業の共同事業(ロボットやバイオテクノロジーの研究開発等)

- ④ 異業種の企業同士で行う共同事業（燃料電池や人工衛星の研究開発、アニメや映画、ゲームの製作等）
- ⑤ 産学の連携事業（大学発スタートアップ等）
- ⑥ 専門人材が行う共同事業（ソフトウェア開発やデザイン、経営コンサルティング等）

(定義)

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によって成立する組合をいう。

本条は、LLP の定義を規定するものである。LLP は、LLP 法第 3 条第 1 項に規定される LLP 契約によって成立する組合のことをいう。

「有限責任事業組合」という文言は、民法組合にはない LLP 固有の性格、具体的には、①構成員の全員が有限責任組合員の組合であること及び②営利目的の共同事業を営む組合であることを踏まえたものである。

(有限責任事業組合契約)

第三条 有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずる。

2 組合契約の当事者のうち一人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人（第三十七条において「居住者」という。）又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人（同条において「内国法人」という。）でなければならない。

3 組合契約は、不当に債務を免れる目的でこれを濫用してはならない。

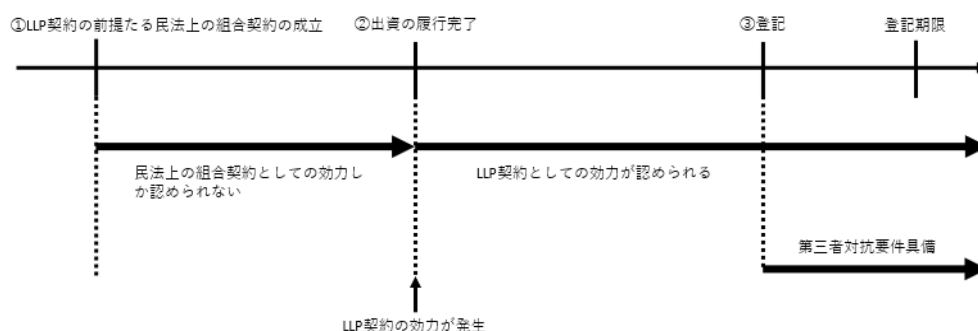
I. LLP 契約の効力発生までの過程

本条第1項及び第2項は、LLP 契約の前提たる民法上の組合契約の成立から LLP 契約の効力発生までの過程について規定するものである。

1. LLP 契約の前提たる民法上の組合契約の成立

LLP 契約は、その成立の当初から LLP 契約としての効力を有するものではない。LLP を組成するためには、まず、個人又は法人が、①出資をすること及び②それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを合意することにより、LLP 契約の前提たる民法上の組合契約を成立させる必要がある¹。かかる民法上の組合契約について LLP 契約としての効力発生要件が満たされることにより、当該組合契約は、LLP 契約としての効力を有することとなる²（図表2－1）。

図表2－1



¹ この場合における当事者は、「組合契約を締結しようとする者」(LLP 法第4条)に該当するから、LLP 法第4条の規定に従って LLP 契約書（しかし、上述のとおり、これにより成立するのは民法上の組合契約である。）を作成する必要がある。

² 民法上の組合契約について事後的に LLP 契約としての効力発生要件が満たされたとしても、当該民法上の組合契約の成立当初から LLP 契約が成立していたとは見做されない。

2. LLP 契約の効力発生

本条第 1 項は、構成員の全員が有限責任組員であるという LLP 固有の性格を踏まえ、LLP と取引を行う第三者を保護する観点から、すべての当事者が出資の履行を完了することを LLP 契約の効力発生要件として規定するものである。

民法上の組合契約は、諾成契約であり、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約した時点で契約の効力が発生する（民法第 667 条第 1 項）。

もっとも、LLP は、その構成員の全員が有限責任組員であるという固有の性格を有する点において民法組合と大きく異なり、また、そうであるがゆえに、その財産基盤を確かならしめることによって組合債権者を保護する必要性が高い。したがって、本条第 1 項は、上述のとおり、組合債権者の保護を図る観点から、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部の履行を完了することをもって初めて、上記①②についての合意により成立する民法上の組合契約について、LLP 契約としての効力が発生することとしている。

なお、本条第 1 項は、LLP の共同事業性に鑑み、LLP 契約の当事者を「個人又は法人」に限定している。また、本条第 2 項は、LLP 法が「我が国の経済活力の向上に資すること」をその目的として掲げている（LLP 法第 1 条）ことを踏まえ、LLP 契約の当事者のなかに居住者又は内国法人のいずれか 1 人（1 社）以上が含まれていなければならないことを規定している。LLP 契約の当事者についてこれらの条件が満たされない場合、当事者が出資を履行したとしても、LLP 契約の効力は発生しない。

民法

（組合契約）

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 （略）

II. LLP 契約の濫用防止

本条第 3 項は、不当に債務を免れる目的で LLP 契約を濫用してはならないことを規定するものである。「債務」は、組合債務のみならず組員固有の債務も含む。

LLP 法は、LLP と取引を行う第三者を保護するための規定を多く設けているが、LLP 法の趣旨に反して LLP 契約の濫用が行われている場合には、LLP 契約そのものを無効にし、又は否認³することをもって第三者の保護を図ることも考えられる。こうしたことを踏まえ、本条第 3 項は、上述のとおり、不当に債務を免れる目的で LLP 契約を濫用してはならないことを規定している。

³ 法人格の濫用・形骸化との関係では、実体法上の根拠は必ずしも明確でないものの、法人格の独立性を否認して事案の衡平な解決を図る「法人格否認の法理」が判例により確立されている。

III. 民法組合から LLP への移行

LLP 法は、民法組合を LLP に移行させることを特段禁止していない。もっとも、LLP 契約は、民法上の組合契約と違い、その構成員の全員が有限責任組合員となることを前提にしている。そのため、民法上の組合契約の LLP 契約への変更は、当該民法組合がその取引先企業等に対して従前負っていた債務の引き当てとなる責任財産の範囲を縮減させるものになり得る。したがって、上記の契約変更を行う場合は、少なくとも、それに先立ち、当該取引先企業等の同意を取得しておくことが望ましい。

(組合契約書の作成)

- 第四条 組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 組合契約書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので経済産業省令で定めるものをいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 3 組合契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 一 有限責任事業組合（以下「組合」という。）の事業
 - 二 組合の名称
 - 三 組合の事務所の所在地
 - 四 組合員の氏名又は名称及び住所
 - 五 組合契約の効力が発生する年月日
 - 六 組合の存続期間
 - 七 組合員の出資の目的及びその価額
 - 八 組合の事業年度
- 4 前項第八号の組合の事業年度の期間は、一年を超えることができない。
- 5 第三項各号に掲げる事項のほか、組合契約書には、この法律の規定に違反しない事項を記載し、又は記録することができる。

I. LLP 契約書の作成

本条第1項及び第2項は、LLP 契約書の作成方法等について規定するものである。

民法は、組合契約において何を定めるか、定めたことを書面により明示するか否かといったことについて何ら規定していない。他方、LLP 法は、その構成員の全員が有限責任組合員であるという LLP 固有の性格を踏まえ、組合債権者の保護の観点から、LLP 契約書の作成について一定のルールを設けている。具体的には、本条第1項及び第2項は、LLP 契約を締結する当事者に対して、

- ① 書面又は電磁的記録（LLP 法施行規則第2条参照）により、本条第3項に定める絶対的記載事項を記載又は記録した LLP 契約書を作成すること
- ② 組合員全員が LLP 契約書の内容に合意していることを明示するため、LLP 契約書へ署名又は記名押印（電磁的記録の場合は、いわゆる電子署名（LLP 法施行規則第3条参照））¹すること

¹ 「署名」には、自ら氏名を記すこと（自署）が要求されるのに対し、「記名」には、自署を必要とせず、他人が書いても、印刷でも、差し支えないとされている。このため、記名の場合には、併せて押印も必要としている。

を義務付けることとしている。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(電磁的記録)

第二条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(署名又は記名押印に代わる措置)

第三条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

II. LLP 契約書の記載事項

1. 絶対的記載事項

本条第3項及は、LLPの利害関係者に対してLLPの事業活動に関する基礎的事項を明らかにするため、LLP契約書の絶対的記載事項について規定するものである。LLP契約書の絶対的記載事項は、次のとおりである。

- ① LLPの事業（第3項第1号）
- ② LLPの名称（第3項第2号）
- ③ LLPの事務所の所在地（第3項第3号）²
- ④ 組合員の氏名又は名称及び住所（第3項第4号）³
- ⑤ LLP契約の効力が発生する年月日（第3項第5号）⁴
- ⑥ LLPの存続期間（第3項第6号）⁵

² 本号は、LLPの事務所が組合員や組合債権者に対して開示しなければならない書類を保存・備置すべき場所であること等を踏まえたものである。なお、「事務所の所在地」は、事務所の所在する独立の最小行政区画、すなわち市町村その他これに準ずる地域（東京都の特別区、指定都市の区）を指す。したがって、地名番地の表示は必要ない。

³ 本号は、①組合員の住所がLLPに対する通知又は催告をなすべき場所であること（LLP法第6条）や、②組合員のそれぞれが個性や能力を持ち寄って主体的に事業に参画するというLLPの性質上、組合債権者にとって組合員の属性を把握することが極めて重要であることを踏まえたものである。

⁴ 本号は、LLP法上、LLP契約の効力発生日から2週間以内にLLP契約の効力の発生の登記をしなければならず（LLP法第57条）、そのためにLLP契約の効力発生日を確定させる必要があることを踏まえたものである。

⁵ 本号は、①LLPがあくまで当事者間の契約関係であって、法人とは異なり永続的に存続することが想定されないため、LLP契約の存続期間を確定させる必要があること、及び②存続期間の満了がLLPの解散事由となる（LLP法第37条第4号）ことを踏まえたものである。なお、「存続期間」

⑦ 組合員の出資の目的及びその価額（第3項第7号）⁶

⑧ LLPの事業年度（第3項第8号）⁷

なお、本条第4項は、LLP契約書に規定されるLLPの事業年度（上記⑧）が1年を超えることができないことを規定している。

2. 相対的記載事項・任意的記載事項

本条第5項は、LLP契約書に、絶対的記載事項のほか、この法律の規定に違反しない事項を記載し、又は記録することができることを規定するものである。

本条第5項に基づいて規定し得る事項は、①LLP契約書において定めなければ効力が生じない事項（相対的記載事項）、及び②当事者が任意にLLP契約書において規定しようとする事項（任意的記載事項）の2つに大別される。相対的記載事項の例としては、LLPの業務執行の決定方法（LLP法第12条関係）や組合員の除名についての意思決定方法（LLP法第27条第1項関係）等が挙げられる。

なお、LLP契約書の相対的記載事項及び任意的記載事項は、絶対的記載事項とともに、LLPの主たる事務所におけるLLP契約書の備置・閲覧を通じて組合債権者に開示されることとなる（LLP法第31条第6項）。また、その変更にあたっての組合員間における意思決定の方法は、LLP法第5条の規定に服することとなる。

は、LLP契約の効力発生日からLLPの解散までの期間を指すものであり、LLP契約の効力発生日から清算終了までの期間を指すものではない。

⁶ 本号は、すべての当事者が出資の履行を完了することがLLP契約の効力発生要件であることを踏まえたものである。

⁷ 本号は、LLP法第31条第2項が、組合員について、毎事業年度経過後2ヶ月以内にLLPの財務諸表を作成しなければならないと規定していることを踏まえたものである。

(組合契約の変更)

第五条 組合契約書に記載し、又は記録すべき事項（前条第三項第五号に掲げる事項を除く。）についての組合契約の変更（第二十五条又は第二十六条の規定による脱退によって同項第四号に掲げる事項を変更する場合を除く。）は、総組合員の同意によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項第三号若しくは第八号に掲げる事項又は同条第五項の規定により組合契約書に記載し、若しくは記録する事項（組合契約書において第三十三条に規定する組合員の損益分配の割合について定めをする場合にあっては、当該割合に関する事項を除く。）に係る組合契約の変更については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

3 組合契約書に記載し、又は記録した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該組合契約書の記載又は記録を変更しなければならない。

I. LLP 契約の変更

1. 原則

本条第1項は、LLP 契約書の記載事項についての LLP 契約の変更が、組合員の脱退に伴う組合員の異動（組合員の氏名又は名称及び住所の変更）による場合を除き、原則として総組合員の同意によりなされなければならないことを規定するものである。これは、LLP 契約が LLP の運営の根幹をなすものであり、その変更が LLP の事業の遂行に重大な影響を及ぼし得るものであることを踏まえた規定である。

なお、LLP 契約の効力が発生する年月日（LLP 法4条第3項第5号）が本条第1項の対象から除かれているのは、LLP 契約が存続し続ける限りにおいてこれが変更される場合を凡そ観念し得ないからである。また、組合員の脱退に伴う組合員の異動（組合員の氏名又は名称及び住所の変更）による場合が除かれているのは、別途の規定が設けられているからである（LLP 法第25条及び第26条参照）。

2. 例外

本条第2項は、本条第1項の例外として、LLP の事務所の所在地、LLP の事業年度及び相対的記載事項・任意的記載事項に係る LLP 契約の変更については、LLP 契約書において総組合員の同意を要しないことを定めることができると規定するものである。

ただし、組合員の損益分配の割合についての定め（LLP 法第33条）の変更は、本条第2項の適用対象から除かれている。これは、①損益分配の割合が組合員の利害関係に直接影響を及ぼす極めて重要な事項であること及び②損益分配の割合の決定について常に総組合員の同意を要するとされていることを考慮して規定された「例外の例外」である。組合員の損益分配の割合についての定めを変更するには、必ず総組合員の同意が必要となる（図表2-2）。

II. LLP 契約書の記載事項の変更義務

本条第 3 項は、LLP 契約書の記載事項に係る事実に変更が生じたとき、組合員において、遅滞なく、当該 LLP 契約書の記載を変更しなければならないことを規定するものである。

LLP 契約書は、LLP 法第 31 条第 5 項及び第 6 項において、組合債権者に対する開示の対象として規定されている。そして、LLP 契約書の開示を適切ならしめるには、LLP 契約の記載事項に係る事実に変更が生じた都度、遅滞なく、これに対応する LLP 契約書の記載事項の変更が行われなければならない。このことを踏まえ、本条第 3 項は、LLP 契約書の記載事項の変更義務を規定している。

図表 2－2

変更にあたって必ず総組合員の同意を要する事項	変更にあたって必ずしも総組合員の同意を要しない事項
① LLP の事業（LLP 法第 4 条第 3 項第 1 号） ② LLP の名称（LLP 法第 4 条第 3 項第 2 号） ③ 組合員の氏名又は名称及び住所（LLP 法第 4 条第 3 項第 4 号。ただし、LLP 法第 25 条又は第 26 条の規定に基づく脱退により変更する場合は除く。） ④ 組合の存続期間（LLP 法第 4 条第 3 項第 6 号） ⑤ 組合員の出資の目的及びその価額（LLP 法第 4 条第 3 項第 7 号） ⑥ 組合員の損益分配の割合についての定め（LLP 法第 33 条）	① LLP の事務所の所在地（LLP 法第 4 条第 3 項第 3 号） ② LLP の事業年度（LLP 法第 4 条第 3 項第 8 号） ③ LLP 契約書の相対的記載事項及び任意的記載事項（LLP 法第 4 条第 5 項。ただし、組合員の損益分配の割合（LLP 法第 33 条）についての定めは除く。）

(組合に対してする通知又は催告)

第六条 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在場所又は組合員（組合員が法人である場合にあっては、第十九条第一項の規定により選任された当該組合員の職務を行うべき者）の住所にあててすれば足りる。

本条は、LLP に対してする通知・催告について、LLP の事務所の所在場所又は組合員（組合員が法人である場合にあっては、職務執行者（LLP 法第 19 条第 1 項））の住所に宛てて行うことができることを規定するものである。

LLP は、民法組合と同様に法人格を有しないものの、LLP の事務所を設けることとされており（LLP 法第 4 条第 3 項第 3 号）、かかる事務所の所在場所は有限責任事業組合契約登記簿上明らかにされている（LLP 法第 57 条第 2 号）。このことを踏まえ、本条は、LLP の事務所への通知・催告を当該 LLP に対する通知・催告として有効なものとする取り扱いこととしている。

また、LLP は共同事業を行うための組合であるから、LLP に対する通知・催告を受けた組合員は、善管注意義務に基づき、合理的な期間内に、他の組合員全員に対して当該通知の存在及び内容を通知しなければならないと考えられる。このことを踏まえ、本条は、組合員のうち一者（当該組合員が法人である場合には、職務執行者）への通知・催告も、当該 LLP に対する通知・催告として有効なものとする取り扱いこととしている。

(組合の業務の制限)

第七条 組合員は、次に掲げる業務を組合の業務として行うことができない。

- 一 その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるもの
 - 二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの
- 2 組合員は、前項の規定に違反して行われた業務を追認することができない。

I. 業務の制限

本条は、組合員が LLP において行い得る業務についての制限を規定するものである。

LLP は、LLP 法の規定に反しない限り、遍く営利目的の共同事業のために利用することが可能である。

ただし、個別の法律において無限責任で行われることが前提とされている業務は、少なくとも現状の我が国の制度を前提にすると、構成員の全員を有限責任とする LLP において行い得る事業の範囲から除かれるべきであると考えられる。また、組合債権者に不当な損害を与えるおそれのある業務も、組合債権者の保護の観点から、LLP において行い得る業務の範囲から除かれるべきであると考えられる。そこで、本条は、そうした業務を LLP において行い得る事業の範囲から除くとともに、これらについての追認禁止を規定している。

なお、LLP 契約書において本条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定される業務を LLP の事業として記載した場合、LLP 契約の効力は発生せず、また、当該 LLP 契約書に係る LLP 契約の効力の発生の登記の申請は、LLP 法第 73 条の準用する商業登記法第 24 条に基づいて却下されることになると考えられる。

1. 組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務

本条第 1 項第 1 号は、その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるもの（以下「一号業務」という。）が LLP において行い得る事業の範囲から除かれる旨を規定するものである。一号業務の具体的な内容は、LLP 法施行令第 1 条各号において規定されている。一号業務は、いずれも、個別の法律において無限責任で行われることが前提とされている業務である。このような業務を LLP において行い得るとすることは、各個別法においてそうした業務に係る無限責任制を規定した趣旨を損なうことになり得る¹。そのため、本条第 1 項第 1 号は、一号業務を LLP において行い得る業務の範囲から除いている。

¹ 翻って、一号業務に係る個別の業法に規定されている業務であっても、資格の有無にかかわらず万人が行うことができ、かつ、有資格者が行う場合であっても当該有資格者が無限責任を負わずになし得ると解釈できる業務（例えば、弁理士法第 4 条第 3 項に規定される業務はこれに当たる。）は、LLP において行い得る業務の範囲から除かれたいと考えられる。

有限責任事業組合契約に関する法律施行令

(その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務)

第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する業務
- 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条本文の規定により弁護士又は弁護士法人でない者が行うことができない業務
- 三 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項に規定する業務
- 四 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する業務
- 五 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二に規定する業務
- 六 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第一条に規定する業務
- 七 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務
- 八 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号から第二号までに掲げる業務
- 九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項、第五条第一項、第六条及び第六条の二第一項に規定する業務並びに同法第七十五条の規定により弁理士又は弁理士法人でない者が行うことができない業務

2. 組合債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務

本条第1項第2号は、組合債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの（以下「二号業務」という。）がLLPにおいて行い得る事業の範囲から除かれる旨を規定するものである。二号業務の具体的な内容は、LLP 法施行令第2条各号において規定されている。

LLP は、組合員全員のリスクを限定する有限責任制の下で営利目的の共同事業を行う組合である。そうであるがゆえに、組合債権者に不当な損害を与える蓋然性が高い、過度に投機的な業務については、LLP において行い得ないとするのが妥当である。そのため、本条第1項第2号は、二号業務をLLP において行い得る業務の範囲から除いている。

有限責任事業組合契約に関する法律施行令

(組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務)

第二条 法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する当せん金付証票の購入
- 二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第六条第一項及び第二項（同法第
二十二条において準用する場合を含む。）の勝馬投票券の購入
- 三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第八条の車券の購入
- 四 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十二条の勝車投票券の
購入
- 五 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十条第一項及
び第二項の舟券の購入
- 六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第八条
第一項及び第二項のスポーツ振興投票券の購入

II. 制限される業務についての追認の禁止

本条第2項は、組合員が一号業務又は二号業務を LLP の総組合員のために行った場合において、他の組合員全員の同意をもってしても、当該行為を追認してその法律効果を総組合員に帰属させることができないことを規定するものである。本条第2項の目的は、本条第1項の行為規制に併せて、これに違反する業務の追認も不可能とすることによって、組合債権者の保護をより確かならしめることにある。

(登記)

第八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

I. 総論

本条は、LLPに係る登記の公示力やLLPに係る不実の登記の効力について規定するものである。

LLPは、当事者間において各当事者の出資及び各当事者の出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことについての合意がなされ、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生じる（LLP法第3条第1項）。他方で、LLPの存在及び内容は、その外観から窺知することが困難であるため、LLPに関する重要な事項を公示することにより、LLPと第三者との関係における取引の円滑と確実を図り、また、第三者において各組合員の責任の限度が有限であること等について予見し得るようにする必要がある。

こうしたことを踏まえ、LLP法は、LLPについての登記制度を創設することにより、LLPに関する重要な事項を公示させることとし、また、LLPに係る登記に公示力を持たせることにより、LLP法の規定により登記すべき事項について、登記をすることによって初めて善意の第三者に対抗できることとした。

II. LLPに係る登記の公示力

本条第1項は、LLP法の規定により登記すべき事項について、①登記の後でなければ当該登記をもって善意の第三者に対抗することができず、②登記の後であっても第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは同様に当該登記をもって当該第三者に対抗できないことを規定するものである。

LLP法に基づいてなされるLLPに係る登記は、登記しなければ登記事項を善意の第三者に対抗できず、かつ、登記すれば登記事項につき第三者の悪意を擬制するという意味において公示力を有するにとどまる。

III. 不実の登記の効力

本条第2項は、故意又は過失によって不実の事項を登記した者が、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗できないことを規定するものである。本条第2項は、登記を信頼した善意の第三者の取引の安全を保護するための規定であり、登記における禁反言の法理の顕れということもできる。

(名称)

第九条 組合には、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条の規定を準用する。

I. 総論

本条は、第三者の予見可能性を確保する観点及び他の組合形態との混同を避ける観点から、LLP の名称中に「有限責任事業組合」という文字の使用を義務付ける規定である。本条により、LLP 契約書の作成や LLP 契約の登記の申請等においては、「有限責任事業組合」という正式名称を用いなければならないこととなる。

他方、通常の事業活動で使用する名刺や看板、封筒等においては、この「有限責任事業組合」という正式名称を明示する必要はなく、例えば「LLP」や「リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ」といった表示をすることも可能である。

II. LLP の名称における「有限責任事業組合」の文字の使用

本条第 1 項は、LLP と取引関係に入ろうとする第三者の予見可能性を確保して取引の安全を図り、また、LLP について他の組合形態との混同を避けるという目的から、LLP の名称中に「有限責任事業組合」という文字の使用が義務付けられることを規定するものである。同様の名称規制は、会社法（同法第 6 条第 2 項等参照）や米国デラウェア州の Limited Liability Company Act（デラウェア州法第 6 編第 18 章第 1 節第 2 条等参照）においてもなされている。

「有限責任事業組合」の文字は、名称の冒頭に置いても末尾に置いても良いが、分解して間に任意の文字を挿入してはならない。したがって、LLP 契約上、LLP の名称は、「○○○有限責任事業組合」、「有限責任事業組合△△△」又は「○○○有限責任事業組合△△△」という形で定めなければならない。

III. LLP でないものについての「有限責任事業組合」の文字の使用禁止

本条第 2 項は、LLP でない法人や団体、組合等について、その名称中に LLP であることを示す文字を使用してはならないことを規定するものである。本条第 2 項は、第三者の予見可能性の確保の観点から会社でない者がその商号中に会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないと規定する会社法第 7 条と同趣旨の規定である。

会社法

(会社と誤認される名称等の使用の禁止)

第七条 会社でない者は、その名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

IV. 商号に関する会社法の規定の準用

本条第3項は、何人も、不正の目的をもって他のLLPと誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないことを規定するものである。本条第3項の目的は、既に組成されたLLPの組合員の信用及び名声を保護するとともに、紛らわしい商号の濫用によって損害を被るおそれから一般人を保護することにある。

会社法

第八条 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

- 2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(商行為)

第十条 組合員が組合の業務として行う行為は、商行為とする。

本条は、LLPの組合員によりLLPの業務として行われる行為が商行為となることを規定するものである。

LLPの組成は常に商人によりなされるとは限らず、商人でない者が参加してLLPが組成されることもある。他方で、組合員間の権限分担を外観から窺知することは困難であるし、直接の行為者が商人たる組合員か非商人たる組合員かによって、有権代理の特則¹その他の商法上の規定の適用の有無が左右されるのは取引の安定性を損なうため望ましくない。

このことを踏まえ、本条は、LLPが営利目的で業務を行うための組合であることに鑑み、組合員がLLPの業務として行う行為をすべて商行為としている。

商法

(商行為の代理)

第五百四条 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。

¹ 商行為についての代理権授与を受けた代理人が行った代理行為の法律効果は、顕名がなくとも、当該代理権授与を行った本人に帰属する（商法第504条）。

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第十一条 組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができる。

本条は、組合員による LLP への出資が金銭その他の財産のみでなされるべきことを規定するものである。

民法は、組合への出資の目的に何ら制限は設けておらず、金銭出資や現物資産による出資のみならず労務出資等も可能としている（民法第 667 条第 2 項）。

しかしながら、LLP 法は、LLP について、組合員全員の有限責任制の確保に伴う組合債権者の保護のため、LLP の事業の財産的基礎となる組合財産を適切に確保する観点から、LLP の貸借対照表に計上することが一般に困難な労務¹等による出資を認めず、「金銭その他の財産のみ」を出資の目的として認めることとしている。「金銭」は、日本円のみならず、外国通貨も含む²。「その他の財産」は、動産や不動産、有価証券等、貸借対照表に計上可能な財産を指す。

なお、LLP に現物出資された金銭以外の財産は、組合債権者の保護の観点から、適正な評価額で受け入れられなければならない、また、LLP の貸借対照表にはそれに応じた記載をしなければならない（LLP 法施行規則第 8 条第 1 項）。また、評価の慣行が確立されていない財産³による現物出資を受け容れる際には、出資の評価額として、当該財産を出資する者の当該出資の直前における当該財産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す備忘価格を付さなければならない（LLP 法施行規則第 8 条第 2 項）。

民法

(組合契約)

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 出資は、労務をその目的とすることができる。

¹ 本条は、組合員の「労務」等による人的貢献を出資に反映させることを認めてはいないが、LLP 法第 33 条（組合員の損益分配の割合）に基づき、組合員の人的貢献を損益分配に反映させることは特段制限していない。LLP における共同事業の成果は、組合員全員で分配することが前提となっているから、各組合員の人的貢献は、LLP 法第 33 条に定める組合員の損益分配の割合に反映していくべきである。なお、LLP は共同事業を営むための組合であるから、主体的な人的貢献の対価を給与という形で支払うことは、LLP の性質に馴染まないと考えられる。

² 出資金額の下限は特段設けられていない。日本円による出資の場合、1 円以上であればよい。

³ 典型的には知的財産権が想定されるが、これに限られない。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(金銭以外の財産による出資の評価)

第八条 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、出資の価額として、当該財産の市場価格（市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額。次条第一項において同じ。）を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であって、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産については、出資の価額として、当該財産を出資する者の当該出資の直前における当該財産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す備忘価格を付すものとする。

(業務執行の決定)

第十二条 組合の業務執行を決定するには、総組合員の同意によらなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の事項の決定については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち経済産業省令で定めるものについては、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。ただし、その決定に要する組合員の同意を総組合員の三分の二未満とすることはできない。

I. 総論

本条は、LLP における業務執行の決定に係る条件について規定するものである。

本条の目的は、LLP が共同事業を行うための組合であることを踏まえ、LLP の業務執行の決定について、総組合員の同意をもって行われることを原則とし、以て LLP の事業の健全性を高め、組合債権者に LLP の業務に係るリスクが容易に転嫁されることを防止することにある。そして、組合員全員の共通の目的の達成に重大な影響を及ぼし得るような、特に重要な業務執行については、その決定にあたって、必ず総組合員の同意により慎重に意思決定をすべきとしている。

なお、本条は、あくまで業務執行の決定に係る条件を規定するものにすぎず、その決定方法まで規定するものではない。LLP 法は、LLP の内部自治を確保する観点から、LLP に株式会社における株主総会や取締役会のような法定の意思決定機関を設けることをせず、それぞれの LLP 契約の内容や LLP の事業の状況等に応じて組合員相互の合意¹により定められた方法を尊重することとしている。

II. 業務執行の決定の意義

本条第 1 項に規定される業務執行の決定は、LLP の機動的かつ効率的な運営と共同事業性の調和という観点から、LLP の運営においてその中核をなす意思決定（以下「中核的意思決定」という。）のことを指すものと限定解釈される。ある意思決定が中核的意思決定に該当するか否かは、①当該 LLP の規模、置かれている状況及び事業の内容、②当該意思決定に係る支出等の金額及びその用途等並びに③当該意思決定の対象たる業務が LLP に及ぼし得る利害得失の程度及びその蓋然性等といった諸般の事情を踏まえて判断される。

また、中核的意思決定への該当性の判断にあたっては、当該意思決定が LLP の通常

¹ このような合意を行う方法としては、例えば、LLP 契約書や LLP の内部規程において規定する方法が考えられる。

の業務フローにおける複数の連鎖する意思決定の一つと位置付けられるか否かも重要な点となる。すなわち、営利事業は、通常、複数の意思決定の連鎖を通じて行われていくものである。例えば、複数の事業部の予算について意思決定がなされた後に、これを前提として、各事業部において割り振られた予算の具体的な使い方について意思決定がなされるというようなことは、往々にしてよくあることである。これは、LLPで行われる共同事業においても同様である。そして、LLP法は、かかる連鎖する意思決定を他の意思決定と切り離して個別に評価し、その一つ一つについて中核的意思決定への該当性を判断することまで要求してはいない。したがって、ある意思決定がLLPの通常の業務フローにおける複数の連鎖する意思決定の内の一つと位置付けられる場合、当該意思決定について中核的意思決定に該当するか否かを判断するにあたっては、当該意思決定がそうした連鎖する意思決定の中で相対的にみてどの程度の重要性を有するのかという点も含めて検討することが合理的であると考えられる。

III. 業務執行の決定に関する原則とその例外

本条第1項は、業務執行の決定に関する原則を規定するものである。LLPの業務執行の決定は、本条第1項に従い、総組合員の同意をもって行われるのが原則となる。

ただし、遍く業務執行の決定について総組合員の同意を義務付けることは、業務決定の機動性と効率性を損なう可能性があることから、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」の決定を除き、総組合員の同意という条件を緩和できることとしている。この条件の緩和、具体的にいえば、LLPの業務執行に係る事項の決定について総組合員の同意を不要とする旨²は、LLP契約書において定めなければならないとされている。

一方で、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」は、一般的に、組合員全員の共通の目的の達成に重大な影響を及ぼし得るものであることから、LLP契約書によってもその決定に係る条件を緩和することはできず、本条第2項及びこれを受けたLLP法施行規則第5条に規定されるものを除き、必ず総組合員の同意により決定すべきこととしている³。

なお、「重要な財産」や「多額の借財」への該当性は、各LLPの行う事業やその置かれている状況等に応じて判断されるべきものであり、LLP法はこれについて一律の判断基準を設けていない。ただし、「重要な財産」はあくまでLLPの事業に関して専ら組合員において処分権限を有し、又は有することとなる重要な財産のことをいい⁴、

² 例えば、民法組合における業務執行の決定の考え方（民法第670条（業務執行の方法）第1項参照）に倣い、組合員の過半数の同意で決することとすること等が考えられる。

³ 疑義を避けるために付言するが、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」のいずれについてなされるものでもない業務執行の決定については、LLP法上は、その重要性の如何にかかわらず、総組合員の同意という条件を緩和することが可能である。他方、総組合員の同意という条件を緩和することができる業務執行の決定であっても、実務上の考慮に基づいて敢えて総組合員の同意を要すると合意することも可能である。

⁴ その帰結として、例えば、LLP・LPSストラクチャー（LLPをLPSの無限責任組合員のための

「多額の借財」も LLP の事業に関して組合員が組合債務として負担する借財に限定される。

IV. 特に重要な業務執行の決定に関する例外

本条第 2 項は、第 1 項の規定にかかわらず、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」のうち、経済産業省令で定めるものについては、その意思決定の要件を LLP 契約書上の定めによって、組合員の 3 分の 2 以上の同意にまで緩和することができることを規定するものである。本条第 2 項の目的は、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」に該当するものでも、共通の目的の達成に与える影響が比較的軽微な水準のものについては、その決定条件を一定程度緩和することを認め、LLP の事業の機動性と効率性を確保することにある。

本条第 2 項の規定を受けて、LLP 法施行規則第 5 条は、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財について、意思決定の要件の緩和を認める基準を定めている。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(総組合員の同意を要しない重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財)

第五条 法第十二条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 その価額が組合の純資産額（純資産額が二十億円を上回る場合には、二十億円。次号において同じ。）を下回る財産の処分及び譲受け（当該処分又は譲受けによる組合の財産上の損害の額が組合の純資産額から組合員による出資の総額（当該処分又は譲受けの日までに法第三十四条第二項の規定による組合財産の分配があったときは、組合員による出資の総額から同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を控除して得た額）を控除して得た額を上回るものを除く。）
- 二 その価額が組合の純資産額を下回る借財（当該借財により組合の借入金の額が組合の純資産額以上となるものを除く。）

ビークルとして利用しているストラクチャーのことをいう。)において下段の LPS の総組合員の合有に属する有価証券を売却する行為は、その売却金額が多額であったとしても、上段 LLP の事業との関係で「重要な財産の処分」に該当しない。

(業務の執行)

第十三条 組合員は、前条の規定による決定に基づき、組合の業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 組合員は、組合の業務執行の一部のみを一人又は数人の他の組合員又は第三者に委任することができる。

3 組合員の組合の業務を執行する権利に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

I. LLP の業務執行

1. 業務執行の意義

本条第1項は、LLPの各組合員が、LLP法第12条（業務執行の決定）に定められる業務執行の決定に基づき、LLPの業務を執行する権利を有し、義務を負うことを規定するものである。本条第1項に規定される業務執行は、LLP法第12条に基づいて決定された業務を執行することである。例えば、対外的な契約締結¹その他のLLPの営業に関する法律行為のほか、契約締結のための交渉、具体的な研究開発計画の策定・設計、帳簿の記入、商品の管理及び使用人の指揮・監督等の事実行為といったLLPの事業の運営上重要な部分は、凡そ本条第1項の業務執行に該当すると考えられる。

2. 業務執行の一部委任

本条第2項は、LLPの機動的かつ効率的な運営と共同事業性の調和を図る観点から、組合員において業務執行の一部のみを一人又は数人の他の組合員又は第三者に委任できると規定するものである。

本条第2項に基づく業務執行の委任の限界は各LLP毎に個別に検討されるべきであるが、一般論として、LLPの共同事業性が忽せとされない範囲で行われる業務執行の委任は、本条第2項に抵触しないと考えられる²。例えば、実務においては、LLP内で各組合員について担当業務を設定し、当該担当業務の執行について各組合員に専権を与えるとといった例³が見られるが、このような権限委任もLLPの共同事業性が忽せとされない範囲においては本条第2項に抵触しないこととなる。他方で、LLPの業務の大部分を専ら特定の組合員が執行し、その他大勢の組合員が当該LLPの事業の内容等に照らして必ずしも重要とはいえない業務のみを執行するような場合は、LLPの共同事業性が忽せとなっ

¹ LLP自体は契約主体になり得ないから、LLPの業務の一環として対外的な契約を締結する場合は、組合員の肩書き付き名義で行うことになる。例えば、「甲有限責任事業組合」というLLPの組合員A社の職務執行者であるXがLLPの総組合員を代表して対外的な契約を締結する場合、「甲有限責任事業組合 組合員A社 職務執行者X」の肩書き付き名義にてこれを行うこととなる。なお、LLPは組合員名義の肩書き付き名義で雇用契約を締結し、従業員を雇用することもできる。そして、組合員が肩書き付き名義で必要な手続を行うことにより、かかる従業員は、労働保険や社会保険に加入することができる。

² 本条第2項に抵触するか否かとLLPの出資持分がファンド持分(金融商品取引法第2条第2項第5号)に該当するか否かは全く次元を異にする問題であり、別個に検討する必要がある。

³ こういったLLP内部での権限委任は、LLP契約書において定めることが可能であり、また、LLPの内部規程等において定めることも可能である。

ており、本条第 2 項への違反が生じていることとなる。

II. 業務執行権に対する制限

本条第 3 項は、組合員の業務執行権に加えた制限について、善意の第三者に対抗できないことを規定するものである。

本条第 3 項の目的は、LLP と取引をしようとする第三者の取引の安全を保護することにある。LLP の業務は、各組合員の能力等に応じて適切に分担されており、当該分担を前提に担当の組合員において執行されているのが一般的である。もっとも、業務執行の委任は登記事項となっていないため、LLP と取引をしようとする第三者は当該 LLP の内部でどのような業務執行の分担が行われているかを知り得ない。それにもかかわらず、ある組合員が LLP 内部の業務分担によって権限外とされた事項について第三者と取引を行ってしまった場合に、当該取引行為を無権代理行為とすることは、当該第三者の取引の安全を害することになると考えられる。そのため、本条第 3 項は、そうした業務分担を第三者に対抗できないこととしている。

(常務)

第十四条 前二条の規定にかかわらず、組合の常務は、各組合員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

本条は、LLP の常務に属する軽微な業務について、LLP の機動的かつ効率的な運営を重視し、各組合員において単独で行い得ることを規定するとともに、他の組合員の意思を離れた一部の組合員による独断専行の危険を回避するため、常務といえども、その行為の完了前に他の組合員が異議を述べたときは、これを単独で行い得なくなることを規定するものである。

「組合の常務」とは、日常的に反復して行われるような軽微な業務であって、例えば、店舗に陳列する商品を日々変えるような行為をいう¹。

¹ 鈴木祿彌編『新版注釈民法（17）』（有斐閣、1993）97 頁〔森泉章〕。

(組合の代理)

第十四条の二 各組合員及び第十三条第二項の規定による委任を受けた第三者は、第十二条第一項の規定による決定に基づき組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、各組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

本条第1項は、民法組合と同様に、LLPにおいても、組合員がLLPの総組合員の代理人としての地位において業務を執行することを規定するものである。本条第2項は、本条第1項の規定にかかわらず、LLPの常務(LLP法第14条)については、各組合員が単独でLLPの総組合員を代理できることを規定するものである。これらの規定は、いずれも、確認的規定にすぎない。

(組合員の責任)

第十五条 組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う。

本条は、組合債務について、LLP の組合員が負担する責任の限度を規定するものである。「出資の価額」は、実際に各組合員によって払い込まれた出資の金額を指すのではなく、これに LLP の事業活動に伴う組合財産の増減を加味した、いわゆる出資持分金額を指す。

(組合員の出資に係る責任)

第十六条 組合員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済をしなかったときは、当該組合員は、その弁済をする責任を負う。この場合においては、当該組合員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

本条は、組合員が債権を出資した場合に負う責任について規定するものである。

組合員が債権を出資の目的とし、かつ、目的たる債権の債務者が自らの債務を履行しなかったときは、事後的に組合財産に損失が生じることとなる。本条は、このような事態を避けるため、出資の目的たる債権に係る弁済が弁済期になされないときは、特約がなくても、当該出資をなした組合員に担保責任を負わせることとしている。

(組合の業務に関する損害賠償責任)

第十七条 組合の業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産をもって当該損害を賠償する責任を負う。

本条は、LLP の業務に関して行われた不法行為により生じた損害賠償債務が組合債務として総組合員に帰属することを規定するものである。

このような組合債務として帰属する損害賠償債務の弁済責任は、LLP 法第 15 条に基づき、各組合員の出資の価額を限度としたものとなる。

(組合員等の第三者に対する損害賠償責任)

第十八条 組合員又は次条第一項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者（以下この条において「組合員等」という。）が自己の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該組合員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の組合員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

I. 組合員の損害賠償責任

本条は、組合員等が職務を行うにあたって悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合の責任について規定するものである。

LLP は、組合員全員に有限責任性が付与されている組合であるため、LLP に関わる第三者の保護を図る必要性が高い。このため、組合員による放漫経営等、組合員が自己の職務を行うについて悪意又は重過失があったことにより第三者に損害が生じた場合の措置として、組合員個人の対第三者責任を規定することとした。

「自己の職務」は、組合員が現実に行った職務を指す。業務の決定に瑕疵があった場合等において権限なくして行われた職務についても、当該職務を行うについて悪意又は重過失のあった組合員は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととなる。

なお、本条はあくまでも職務を懈怠した組合員について損害賠償の責任を負わせるものであり、本条第 2 項もそうした職務懈怠に関与していない他の組合員まで連帯責任を負うことを規定するものではない。

II. 職務執行者の責任

本条は、LLP 法第 19 条第 1 項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者も、自己の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことを規定するものである。これは、組合員である法人のみならず、その職務を現実に行う者についても適正な業務執行を担保する必要性があることを踏まえた規定である。この場合、当該職務執行者を選任した法人もまた、当該職務執行者とは別に、本条に規定する組合員としての責任を負うこととなる。

(法人が組合員である場合の特則)

第十九条 法人が組合員である場合には、当該法人は、当該組合員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の組合員に通知しなければならない。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百七十一条の規定は、前項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者について準用する。

I. 法人が組合員である場合の特則

本条第1項は、法人がLLPの組合員である場合には、当該法人において、実際にLLPの組合員としての当該法人の職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）を選任し、その者の氏名及び住所を他の組合員に通知するべきことを規定するものである。

法人は、法律上は権利能力を有するものの、事実として法人そのものが行為をすることはできない。そのため、法人が組合員となった場合、法人は、事実としてその代表機関等の自然人を通じて行為することとなる。

ここで、LLPは、組合員が自ら業務執行にあたることを前提としている。そして、法人が組合員である場合に、その代表機関に常に業務執行を行わせることは、当該法人に過大な負担を課すこととなる。他方で、当該法人がその従業員等に任意にLLPの業務執行を行わせることができるとした場合、当該業務執行に関する責任の所在が不明確となり、組合員や取引先等の第三者の利益を害するおそれがある。

そこで、業務執行に関する責任の所在を明確化すべく、LLPの組合員である法人は、自らの組合員としての職務を行うべき者（職務執行者）¹を選任しなければならないこととした。また、LLPの運営に混乱を来さないよう、LLPの組合員である法人は、職務執行者の選任後、その氏名及び住所を他の組合員に通知しなければならないこととした。

職務執行者が行使する業務執行権はLLPの組合員である法人が有するものであり、職務執行者は固有の業務執行権を有しない。職務執行者が職務を懈怠した場合、当該職務懈怠は、当然に、LLPの組合員である法人が自ら行ったものとみなされることとなる（LLP法第18条）。

II. 職務執行者への委任の規定の準用

本条第2項は、職務執行者について、民法の委任についての規定が準用されることを規定するものである。本条第2項の目的は、職務執行者自身にもLLPに対する善管注意義務を負わせ、職務執行者の適切な業務執行を確保することにある。

¹ 職務執行者は、自然人でなければならない。もっとも、LLP法は、職務執行者たり得る自然人の条件を特段定めておらず、組合員たる法人の役職員以外の者を職務執行者に選任することも可能である。

(組合財産の分別管理義務)

第二十条 組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。

I. 総論

本条は、組合員が、組合財産を、自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない旨を規定するものである。

組合財産は組合員間において共有（合有）されるが、その組合財産と組合員の固有財産が明確に分別されるとは限らない。また、ある組合員が複数の組合に所属している場合、当該組合員の所属する各組合の組合財産が相互に明確に分別されていないこともあり得る。このように、ある財産が固有財産と組合財産のいずれに帰属するのか、或いはどの組合の組合財産に帰属するかが客観的に明確にならない事態も想定される。

本条の目的は、LLP の組合財産について分別管理を義務付け、上記のような事態が生じることを避けることにある。分別管理義務違反の効果は、LLP 法において特段定められていない。もっとも、組合員の分別管理義務違反により第三者に損害が生じた場合、組合債務として各組合員に当該損害に係る損害賠償債務が帰属する（LLP 法第 17 条）ほか、当該分別義務違反を行った組合員が当該損害に係る個別の損害賠償責任（LLP 法第 18 条）を負う可能性があると考えられる。

II. 分別管理の方法等

本条に基づく分別管理義務によって要求される分別管理の方法や程度は、財産の種類や性質に応じて個別に判断される。

分別管理の方法や程度としては、基本的に、物理的・客観的に分別して管理されていれば十分であると考えられる（別々の事務所や倉庫で保管する等）。そのほか、財産の種類によっては、例えば、以下のような方法により分別管理を行うことが考えられる。

- ・ 不動産等の登記や登録が可能な財産

総組合員による共有名義での登記や登録する方法

- ・ 株券等の有価証券

株券番号等を LLP の会計帳簿に記載する方法、或いは LLP の組合員の肩書き付き名義の証券口座で管理する方法

- ・ 金銭

LLP の組合員の肩書き付き名義の口座において管理する方法、或いは特定の口座を LLP 用の口座とすることにより、組合員個人の口座とは分別して管理する方法

- ・ 暗号資産や電子決済手段、NFT（Non-Fungible Token）

LLP の組合員の肩書き付き名義のデジタルウォレットにおいて管理する方法、或

いは特定のデジタルウォレットを LLP 用のものとするにより、組合員個人のデジタルウォレットとは分別して管理する方法

- 特定物（ヴィンテージギター等、当該物の個性が重要となるものをいう。）
当該特定物にシール等の識別票を貼付する方法
- 種類物（OA 機器等、当該物の個性が重要でないものをいう。）
当該種類物の数量を記録したうえ、保管場所を定めておく方法

(強制執行等を行うことができる者の範囲)

第二十一条 債務名義、仮差押命令又は仮処分命令に表示された当事者が組合である場合においては、次に掲げる者に対し、又はその者のために強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行を行うことができる。

一 当該組合の組合員

二 前号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）

2 前項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、行うことができる。

本条は、債務名義等に表示された当事者が LLP である場合において、当該債務名義等の執行力が LLP の組合員等に及ぶことを規定するものである。

「請求の目的物を所持する者」は、世帯主たる債務者と同居の親族や雇人等、いわゆる所持機関と目される者をいい、請求の目的物の賃借人や質権者等、自己の権利に基づき自己のために占有する者を含まない。

(組合財産に対する強制執行等の禁止)

第二十二條 組合財産となる前の原因により生じた権利及び組合の業務に関して生じた権利に基づく場合を除き、組合財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又は組合財産を競売することはできない。

2 前項の規定に違反してなされた強制執行、仮差押え、仮処分又は競売に対しては、組合員は異議を主張することができる。

3 前項の規定による異議については、民事執行法第三十八條及び民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十五條の規定を準用する。この場合において、民事執行法第三十八條第一項中「強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と、同條第二項中「第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と読み替えるものとする。

I. 組合財産に対する強制執行等の禁止

本条第1項は、組合財産となる前の原因により生じた権利及びLLPの業務に関して生じた権利に基づく場合を除き、組合財産に対して強制執行等を行うことができないことを規定するものである。

本条第1項の「組合財産となる前の原因により生じた権利」としては、例えば、LLPが元々担保権の設定されていた財産を組合財産として取得した場合における当該担保権等が想定される。上記のような場合における担保権者等は、当然にLLPが担保権等の設定された財産を取得するとは予測し得ないから、こうした担保権者等が不測の損害を被らないよう、組合財産となる前の原因により生じた権利に基づく強制執行等については、禁止する対象から除外するのが適当であると考えられる。

本条第1項の「組合の業務に関して生じた権利」としては、例えばLLPが事業を行う中で負担するに至った買掛金債務や組合財産たる土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることに起因する工作物責任に係る損害賠償債務等が想定される。これらは組合債務そのものであり、組合財産に対する強制執行等を認めるのが適当であることから、これらについての強制執行等は禁止する対象から除外するのが適当であると考えられる。

II. 組合財産に対する強制執行等についての異議

本条第2項は、本条第1項に違反して組合財産に対する強制執行等がなされた場合において、組合員が当該強制執行等に対して異議を主張し得ることを規定するものである。本条第3項は、かかる異議について、民事執行法第38條及び民事保全法第45條の規定が準用されることを規定するものである。

本条第2項に基づく異議の主張は、強制執行等の目的物についてその譲渡又は引渡しを妨げるために行うものであることから、第三者異議の訴えと同趣旨のものと評価できる。このことを踏まえ、本条第3項は、本条第2項に基づく異議の主張について、第三者異議の訴えに関する民事執行法第38條及び民事保全法第45條の規定を準用することとしている。なお、LLPの組合員は「強制執行の目的物について所有権その他目的物の

譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」には該当しないことから、民事執行法第38条を準用するにあたり、これを「有限責任事業組合契約の組合員」と読み替えることとしている。

民事執行法

(第三者異議の訴え)

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

民事保全法

(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)

第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(組合員の職務を代行する者)

第二十三条 仮処分命令により選任された組合員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、組合の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った組合員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、組合員は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 第一項の裁判所の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条第1項は、仮処分命令により選任された組合員の職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）について、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、LLPの常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないことを規定するものである。本条第1項の「組合の常務」の意義は、LLP法第14条本文に規定する「組合の常務」のそれと同じである。「常務に属しない行為」は、LLPの業務執行（LLP法第13条第1項）に該当するため、上記のとおり裁判所の許可を得た上で、LLP法第12条及び第13条の規定に則って行われなければならない。

本条第2項は、職務代行者が本条第1項に違反して法律行為を行った場合において、当該法律行為の法律効果がLLPの総組合員に帰属しないことを規定するものである。本条第2項但書きは、組合員が、善意の第三者との関係で、職務代行者が本条第1項に違反して行った法律行為の法律効果がLLPの総組合員に帰属しないと抗弁し得ないことを規定するものである。

本条第3項は、本条第1項の裁判所の許可について、会社法上の非訟事件に関する規定のうち会社法第868条第1項、第869条、第871条、第874条（第4号に係る部分に限る。）、第875条及び第876条が準用されることを規定するものである。

会社法

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第六項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2～6（略）

(疎明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(理由の付記)

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

- 一 第八百七十条第一項第一号に掲げる裁判
- 二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一～三 (略)

- 四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）

(非訟事件手続法の規定の適用除外)

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 組合員の加入及び脱退

(組合員の加入)

第二十四条 組合員は、新たに組合員を加入させることができる。

- 2 新たに組合員になろうとする者が、当該加入に係る組合契約の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該出資に係る払込み又は給付を完了した時に、組合員となる。
- 3 第一項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

I. 組合員の加入

本条第1項は、LLPの組合員が、当該LLPに新たに組合員を加入させることができることを規定するものである。平成29年法律第44号による改正前の民法は、民法組合について、新たな組合員の加入に関する規定を置いていなかった。もっとも、民法組合は、組合員の一部の者が脱退又は除名により組合員たる資格を失っても、同一性を維持したまま存続する（民法第678条、第680条参照）。こうしたことから、民法組合への新たな組合員の加入は、解釈上、契約等による特段の制限がない限り認められていた。そのため、民法の組合に関する規定の特則を定めるLLP法においても、新たな組合員の加入を認めることとした¹。

民法

(組合員の加入)

第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

- 2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

(組合員の脱退)

第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。

- 2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

(組合員の除名)

第六百八十条 組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

¹ 現在は、民法組合についても、組合員の加入に関する規定が設けられている（民法第677条の2）。

II. 組合員の加入の効力発生時期

本条第2項は、新たにLLPの組合員になろうとする者（以下「組合員候補者」という。）について、LLP契約に規定される出資に係る払込み又は給付を完了しない限り当該LLPの組合員となることができないことを規定するものである。

また、新たな組合員の加入は上述のとおり組合員候補者による出資の履行を伴うため、LLPの既存組合員は、組合員候補者を新たにLLPの組合員とすべく、LLP契約書の記載事項のうち、①組合員の氏名又は名称及び住所（LLP法第4条第3項第4号）、並びに②組合員の出資の目的及びその価額（LLP法第4条第3項第7号）を変更する必要がある。上記①②に係る組合契約の変更は、総組合員の同意により行われなければならない（LLP法第5条第1項）。

III. LLPの成立後に加入した組合員の免責

本条第3項は、民法第677条の2第2項と同様、本条第1項の規定に基づいて既存のLLPに新たに加入した組合員が、その加入前に生じたLLPの債務を弁済する責任を負わないことを規定するものである。

(任意脱退)

第二十五条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。ただし、組合契約書において別段の定めをすることを妨げない。

I. 総論

本条は、LLPの組合員が、やむを得ない場合又はLLP契約書において予め規定された任意脱退の事由が生じた場合を除き、任意にLLPを脱退できないことを規定するものである。

LLPは、共同事業を行うための組合であり、一般論として、LLPにおける組合員の脱退は、LLPの事業の運営に大きな影響を及ぼし得ると考えられる。また、LLPの組合員の任意脱退は、LLP契約に存続期間が規定されていることを踏まえると、存続期間の定めのある民法組合（民法第678条第2項参照）と同様に制約されるのが適当であると考えられる。

他方で、組合員が脱退の意思を有しているにもかかわらず、やむを得ない事由がない限り脱退できないことを常に法が強制することは、必ずしもLLPの事業の円滑な運営に資するとは限らないと思われる。また、LLPの特性等に応じて組合員の脱退の要件を定めることを認めたとしても、組合財産の分配規制（LLP法第34条第1項）により組合債権者の保護を図ることは可能である。こうしたことを踏まえ、本条但書きは、LLP契約において任意脱退の要件を定めることを可能としている。

民法

(組合員の脱退)

第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。

2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

II. やむを得ない場合

本条の「やむを得ない場合」は、民法第678条第1項の「やむを得ない事由がある場合」及び第2項の「やむを得ない事由があるとき」と概ね同趣旨である。「やむを得ない場合」として想定されるのは、例えば、他の組合員がLLP契約に違反した行為をしたために自己（組合員）の利益が著しく害された場合やLLPの事業方針の変更により組合員の利益が著しく害され共同事業を営んでいくに堪えない状態に至った場合等である。

III. 組合員の任意脱退の効力発生時期

本条に基づく組合員の任意脱退の効力は、任意脱退の事由が生じたことを前提に、任意脱退の意思表示の効力が発生したときに生じる（LLP 法第 6 条、民法第 97 条等参照）

民法

（意思表示の効力発生時期等）

第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

IV. 組合員の脱退に際して必要となり得る手続

1. LLP 契約の変更

組合員の脱退は、組合員の LLP からの離脱とともに、当該組合員に係る出資の払戻しを伴うものである。そのため、組合員の脱退に際しては、①組合員の氏名又は名称及び住所（LLP 法第 4 条第 3 項第 4 号）並びに②組合員の出資の目的及びその価額（LLP 法第 4 条第 3 項第 7 号）についての LLP 契約の変更が必要となる。

もっとも、組合員の脱退に伴う LLP 契約の変更は、必ずしも総組合員の同意を要しない。まず、上記①についての LLP 契約の変更は、組合員が脱退したことを契機に、特段の手続なく生じることとなる。なぜなら、組合員の脱退が生じたことにより LLP 契約中の上記①についての合意の内容が変更されることについては、一般に、LLP 契約により、組合員間において予め包括的な合意がなされていると評価できるからである。LLP 法第 5 条第 1 項括弧書きは、このことを踏まえて、組合員の脱退が生じた場合における上記①についての LLP 契約の変更を、総組合員の同意が必要な LLP 契約の変更から除外している。また、上記②についての LLP 契約の変更も、組合員が脱退した後における残りの組合員の出資の目的及びその価額が LLP 契約書の規定により一義的に定まる場合等、当該変更について組合員間で予め包括的な合意がなされていると評価し得る場合においては、組合員が脱退したことを契機に、特段の手続なく生じると考えることができる。

2. LLP 契約書の記載の変更

組合員の脱退に伴う LLP 契約の変更は必ずしも総組合員の同意を要しないが、LLP 契約書の記載についての変更義務（LLP 法第 5 条第 3 項）が免除されることはない。したがって、組合員は、組合員の脱退が生じた場合、遅滞なく、上記①②に係る LLP 契約書の記載の変更をしなければならない。

V. 組合員たる地位の承継について

LLP 契約上の組合員たる地位は、総組合員の同意があれば、第三者に承継させることが可能である。

組合員たる地位の承継は、民法上、譲渡人の脱退と譲受人の加入が同時的に行われるものと考えられている。そして、民法は、条文上、組合員の加入と脱退のいずれについても認めている（民法第 677 条の 2 及び第 678 条）。これらのことを併せ考え、通説は、民法上、組合契約上の組合員たる地位の承継（民法第 539 条の 2）が認められると解している²。

LLP 法も、民法と同様、組合員たる地位の承継について特別の規定を置いていないが、上記の民法における考え方は LLP 法においても妥当するものである。それゆえ、LLP 法上も、LLP 契約上の組合員たる地位の承継が認められると解する。なお、LLP 契約上の組合員たる地位の承継は、組合員の新規加入を伴うものであり、組合員の新規加入に係る LLP 契約の変更について、総組合員の同意が必要となる。

民法

第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

² 我妻栄『債権各論 中巻二』（岩波書店、1962）841 頁参照

(法定脱退)

第二十六条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

本条は、民法第 679 と同様の趣旨で、組合員の法定脱退事由として、死亡、破産手続開始の決定を受けたこと、後見開始の審判を受けたこと、及び除名の 4 つを規定するものである。これらのいずれかの事由の発生は、当該事由に係る組合員について、当然に、脱退の効果をもたらす。

I. 死亡

本条第 1 号は、組合員が自然人である場合を前提に、その死亡を法定脱退事由の一つとして規定するものである。死亡を脱退原因としていることは、組合員の相続人が当然には組合員たる地位を承継しないことを意味する。これは、LLP が共同事業を行うための組合であり、LLP において組合員の個性が重視されるためである。死亡による脱退の場合、死亡した組合員の相続人は、持分払戻請求権、組合債権者に対する責任その他の死亡組合員の有する具体化した権利義務を承継する一方、組合員たる地位を当然には承継しない。

なお、民法上の通説は、組合員たる地位の相続を認める条項について、特段無効と解すべき理由はないとしている¹。このことを踏まえると、LLP 契約上の組合員たる地位の相続を認める条項も、当然に無効とはならないと考えられる。

II. 破産手続開始の決定を受けたこと

本条第 2 号は、組合員が破産手続開始の決定を受けたことを法定脱退事由の一つとして規定するものである。本条第 2 号の目的は、組合員について破産手続が開始された場合、組合員の有する持分を破産財団に加え、これを組合員の負う債務の弁済に充てなければ破産手続の目的を達し得ないことを踏まえ、破産した組合員を直ちに組合から脱退させ、組合員の債権者を保護することにある。なお、組合員の債権者の保護の観点から、破産手続開始の決定を脱退事由としない組合契約には、LLP 契約としての効力が生じ得ない。

III. 後見開始の審判を受けたこと

本条第 3 号は、組合員が後見開始の審判を受けたことを法定脱退事由の一つとして規定するものである。成年被後見人の行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、取り消すことができるとされている（民法第 9 条）。そのため、組合員が後見開

¹鈴木祿彌『新版注釈民法(17)』（有斐閣、1993）169 頁〔菅原菊志〕

始の審判を受けた場合、当該組合員やその成年後見人が任意に法律行為を取り消すことにより LLP の事業遂行の安定性が失われるおそれがある。そのため、本条第 3 号は、後見開始の審判を受けたことを法定脱退事由として規定している。もっとも、本条第 3 号は、本条第 2 号と異なり、強行的に適用すべきとは解されない。したがって、LLP 契約において後見開始の審判を受けたことを脱退事由としない旨を規定することは、可能である。

IV. 除名

本条第 4 号は、組合員が LLP 法第 27 条第 1 項に基づいて除名されたことを法定脱退事由の一つとして規定するものである。

民法

第六百七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

(除名)

第二十七条 組合員の除名は、組合員がその職務を怠ったときその他正当な事由があるときに限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、組合契約書において他の組合員の一致を要しない旨の定めをすることを妨げない。

2 前項の場合において、組合員の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

I. 除名の条件

本条第1項本文は、組合員の除名について、職務懈怠その他正当な事由がある場合に限り、他の組合員の全員の同意に基づいて行い得ることを原則として規定するものである。正当な事由として職務懈怠が例示されているのは、LLPが組合員による共同事業を行うことを前提とした組合であり、組合員の職務懈怠が、当該組合員以外の組合員の信用喪失をもたらし、延いてはLLPの事業の運営に多大な支障を生ぜしめる懸念もあるからである。正当な事由としては、組合員の職務懈怠のほか、例えば、組合員の長期に亘る音信不通、組合員による重大な違法行為及び組合員による重大な契約違反等が考えられる。

本条第1項但書きは、組合員の除名について、LLP契約書において他の組合員の全員の同意を要しない旨を定められることを規定するものである。民法第680条は、民法組合において組合員の除名をするにあたって他の組合員全員の一致を要求しているが、これは強行規定ではなく、LLP契約書において別の除名条件を規定することも可能と解されている。本条第1項但書きは、LLP法がこれと同様の解釈を採っていることを明確にしている。本条第1項但書きに基づいて認められる定めとしては、例えば、除名の原因の定めや除名事由の存否を認定する決議を多数決にて行うものとする定め等が想定される¹。

民法

(組合員の除名)

第六百八十条 組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

II. 除名の通知

本条第2項は、本条第1項に基づいて組合員の除名がなされた場合において、除名された組合員に当該組合員が除名されたことを通知しなければ、他の組合員において除名された組合員に対して除名を対抗することができないことを規定するものである。

¹ 鈴木祿彌編『新版注釈民法（17）』（有斐閣、1993）177頁〔菅原菊志〕参照。

第四章 計算等

(会計の原則)

第二十八条 組合の会計は、この法律及びこの法律に基づく経済産業省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

本条は、LLPの会計に関する原則を規定するものである。LLPは、法人格を持たず、法人格を有する事業体についての会計ルールが直接妥当しない組合である。そのため、LLP法及びLLP法施行規則は、LLPの会計について、LLPの性格を踏まえた規定を置いている。LLPの会計は、これらの規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って行われる。

(会計帳簿の作成及び保存)

第二十九条 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の会計帳簿を作成しなければならない。

2 前項の組合の会計帳簿には、各組合員が履行した出資の価額その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

3 組合の会計帳簿を作成した組合員は、経済産業省令で定めるところにより、各組合員に対し、当該会計帳簿の写しを交付しなければならない。

4 組合員は、組合の会計帳簿の閉鎖の時から十年間、経済産業省令で定めるところにより、当該会計帳簿及び組合の事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

I. 総論

本条は、LLP の会計帳簿の作成義務等について定めるものである。

商法第 19 条第 2 項及び第 3 項は、営業により生じた財産及び損益の状態の適正な把握による合理的な経営の促進及び債権者の保護等を目的として、商人一般に対して、会計帳簿の作成及び保存を義務付けている。本条の目的は、LLP についても、会計帳簿の作成義務等を定めることで、合理的な経営の促進及び組合債権者の保護等を実現することにある。

商法

第十九条 (略)

2 商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

3 商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。

4 (略)

II. 会計帳簿の作成義務

本条第 1 項は、組合員について、LLP 法施行規則で定めるところにより、LLP の会計帳簿を作成する義務があることを規定するものである。会計帳簿の記載方法等は、LLP 法施行規則第 4 章に規定されている。なお、会計帳簿の作成義務違反は、過料の対象となる（LLP 法第 75 条第 3 号）。

本条第 2 項は、LLP の会計帳簿について、各組合員が履行した出資の価額その他 LLP 法施行規則で定める事項を記載しなければならないことを規定するものである。会計帳簿の記載事項は、LLP 法施行規則第 11 条に規定されている。なお、会計帳簿に記載すべき事項を記載しなかったことも、過料の対象となる（LLP 法第 75 条第 3 号）。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(会計帳簿の記載事項)

第十一条 法第二十九条第二項に規定する経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 組合が成立したとき並びに組合員の加入及び組合員による新たな出資があったとき（第三号に該当する場合を除く。）組合の成立の日又は組合員の加入若しくは組合員による新たな出資の日における各組合員が履行した出資の価額及びその合計額

二 組合の事業年度が終了したとき 次に掲げる事項

イ 当該事業年度終了の日における資産の部、負債の部及び純資産の部の各項目の金額並びに当該金額の組合員別の内訳

ロ 当該事業年度における損益計算書の各項目の金額並びに当該金額の組合員別の内訳

ハ 当該事業年度中に損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があったときは、最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日（次項の規定により当該最終の損益分配の割合の変更又は脱退の日の前後一月以内の日を基準日として定めたときは、当該基準日。次号ロにおいて同じ。）から当該事業年度終了の日までの損益計算書の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

三 損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があったとき 次に掲げる事項

イ 当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前日における貸借対照表の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

ロ 当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の属する事業年度開始の日（当該事業年度中に既に損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があったときは、最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日）から当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前日までの損益計算書の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

ハ 組合員の加入又は組合員による新たな出資の日における各組合員が履行した出資の価額及びその合計額（組合員の加入又は組合員による新たな出資があったときに限る。）

四 組合財産の分配があったとき 次に掲げる事項

イ 当該分配に係る組合財産の内容、分配金の価額及び当該分配金の価額の組合員別の内訳

ロ 当該分配に係る組合財産の分配日における帳簿価額及び当該帳簿価額の組合員別の内訳（金銭以外の組合財産の分配があったときに限る。）

- 2 前項第三号に掲げる場合において、やむを得ない事情があるときは、当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前後一月以内の日を基準日として定め、同号イ及びロに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 基準日の前日における貸借対照表の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳
- 二 当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の属する事業年度開始の日（当該事業年度中に既に損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があったときは、最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日（この項の規定により当該最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前後一月以内の日を基準日として定めたときは、当該基準日））から基準日の前日までの損益計算書の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

III. 会計帳簿の写しの交付義務

本条第3項は、LLPの会計帳簿を作成した組合員について、LLP法施行規則で定めるところにより、各組合員に対し、当該会計帳簿の写しを交付する義務があることを規定するものである。会計帳簿の写しの交付方法は、LLP法施行規則第12条に規定されている。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則 (会計帳簿の写しの交付)

第十二条 法第二十九条第三項の規定による各組合員に対する会計帳簿の写しの交付は、組合が成立したとき並びに組合員の加入及び組合員による新たな出資があったとき（第二号に該当する場合を除く。）は、前条第一項第一号に定める事項を記載した書類の写しを速やかに、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を当該各号に掲げる事由が生じた日から二月以内に交付することにより行うものとする。

- 一 組合の事業年度が終了したとき 同項第二号に定める事項を記載した書類の写し
- 二 損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があったとき 同項第三号に定める事項を記載した書類の写し
- 三 組合財産の分配があったとき 同項第四号に定める事項を記載した書類の写し

IV. 会計帳簿の保存義務

本条第4項は、組合員について、LLPの会計帳簿の閉鎖の時から10年間、LLP法施行規則で定めるところにより、当該会計帳簿及びLLPの事業に関する重要な資料を保存する義務があることを規定するものである。本条第4項の目的は、LLPが活動を終えた後に紛争が生じる場合等を想定し、予め重要な証拠が散逸することを防止することにある。会計帳簿及びLLPの事業に関する重要な資料の保存方法は、LLP法施行規則第13条に

規定されている。保存期間の起算点となる「会計帳簿の閉鎖の時」は、その帳簿の使用を廃止した時（通常は計算締切りの時）をいう。「組合の事業に関する重要な資料」に該当するか否かは、LLP が活動を終えた後に紛争が生じた場合を想定したときにその資料を重要な証憑と評価できるか否かという観点から、当該 LLP が属する業界の一般慣行によって判断されるべきものであり、一般論としては、損益分配の割合を記載した LLP 法施行規則様式第一がこれに該当するほか、会計帳簿に含まれていない各種伝票並びに会計帳簿への記載の元となった契約関係書類及び領収書等はこれに該当し得ると考えられる。なお、会計帳簿の保存義務は、各組合員において負うのが原則であるが、LLP 契約によって会計担当者を定め、当該会計担当者において会計帳簿の保存を行うべきとすることも可能である。ただし、死亡その他の事由により会計担当者が不在となった場合、本条第 4 項への違反が生じることとなるため、かかる会計担当者を定める場合は、当該会計担当者に代わって会計帳簿の保存を行う者も併せて定めておくことが望ましいと考えられる。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

（会計帳簿の保存）

第十三条 法第二十九条第四項の規定による組合の会計帳簿及び組合の事業に関する重要な資料の保存は、組合の主たる事務所における保存又は総組合員の過半数をもって定めた者による保存の方法により行うものとする。

(会計帳簿の提出命令)

第三十条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、組合の会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

本条は、裁判所が、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、LLPの会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができることを規定するものである。会計帳簿の提出命令に違反した場合の効果等は、民事訴訟法等の規定や解釈を踏まえ、事案に応じて個別的に検討・判断されるべきであると考えられる。

(財務諸表の備置き及び閲覧等)

第三十一条 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の成立後速やかに、組合の成立の日における組合の貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合員は、毎事業年度経過後二月以内に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の組合の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべき貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 組合員は、財務諸表を、その作成の時から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

5 前項の場合においては、組合員は、組合契約書を併せて備え置かなければならない。

6 組合の債権者は、当該組合の営業時間内は、いつでも、財務諸表（作成した日から五年以内のものに限る。）及び組合契約書について、次に掲げる請求をすることができる。

一 財務諸表及び組合契約書が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 財務諸表及び組合契約書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

I. 総論

本条は、LLP の財務諸表の作成義務及び開示義務¹等について定めるものである。本条の目的は、その構成員の全員が有限責任組合員であるという LLP の特性を踏まえ、分配可能額を超える組合財産の分配（LLP 法第 34 条参照）等により組合債権者が損害を被ることを防止すべく、組合債権者に LLP の財務状況等を把握する手段を与えることにある。

II. 財務諸表等の作成義務

本条第 1 項は、組合員について、LLP の成立後速やかに、LLP 法施行規則第 5 章で定めるところにより、LLP の成立の日における貸借対照表を作成しなければならないことを規定するものである。

本条第 2 項は、組合員について、毎事業年度経過後 2 ヶ月以内に、LLP 法施行規則第 5 章で定めるところにより、その事業年度の LLP の貸借対照表及び損益計算書並びにこ

¹ 情報開示の方法には、特定の開示の相手方に対して開示主体から直接に情報が伝達される「直接開示」と、特定の開示の相手方が自ら特定の場所に行けば、そこで常に情報が伝達される「間接開示」の 2 種類がある。LLP 法第 31 条第 4 項ないし第 6 項に基づく情報開示は、後者の間接開示に該当するものである。すなわち、財務諸表等を LLP の主たる事務所に備え置くこととし、組合債権者は、当該 LLP の営業時間内であればいつでも、LLP の主たる事務所に行き財務諸表及び LLP 契約書の閲覧請求を通じて情報を取得できるとされている。

これらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成しなければならないことを規定するものである。

本条第3項は、本条第1項及び第2項において作成が求められている各書類について、電磁的記録をもって作成し得ることを規定するものである。なお、財務諸表の作成義務違反は、過料の対象となる（LLP法第75条第3号）。

III. 財務諸表及びLLP契約書の備置義務及び開示義務

本条第4項及び第5項は、組合員について、財務諸表とLLP契約書を、財務諸表の作成の時から10年間、主たる事務所において併せて備え置かなければならないことを規定するものである。本条第4項又は第5項の規定に違反して財務諸表又はLLP契約書を備え置かない行為は、過料の対象になる（LLP法第75条第4号）。

本条第6項は、組合債権者が、LLPの営業時間²内はいつでも、財務諸表（作成した日から5年以内のものに限る。）及びLLP契約書について閲覧又は謄写の請求をなし得ることを規定するものである。財務諸表及びLLP契約書が電磁的記録をもって作成されているときの閲覧又は謄写は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うこととなる（LLP法施行規則第4条）。なお、本条第6項に違反して正当な理由がないのに財務諸表又はLLP契約書の閲覧又は謄写を拒否する行為は、過料の対象となる（LLP法第75条第5号）。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四条 法第三十一条第六項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

² 「営業時間」は、LLP法において法定されていない概念である。閲覧又は謄写の請求をなし得る時的範囲を「営業時間」に限定している目的は、かかる請求に対応するLLPの事務負担を合理的な範囲に収めることにあるが、他方で、組合債権者の保護の要請も蔑ろにすることはできない。実務上の現実的な対応としては、LLPの事務所の営業時間を予め決めておき、それを対外的に発信しておくこと等が考えられる。対外的な発信の方法は、特段限定されておらず、ウェブ上での発信のほか、電子メールの署名欄への記載などといった簡易な方法であっても、組合債権者に対して適切な情報伝達をなし得るのであれば差し支えないと思われる。

(財務諸表の提出命令)

第三十二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財務諸表の全部又は一部の提出を命ずることができる。

本条は、裁判所が、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、LLPの財務諸表の全部又は一部の提出を命じ得ることを規定するものである。財務諸表の提出命令に違反した場合の効果等は、民事訴訟法等の規定や解釈を踏まえ、事案に応じて個別的に検討・判断されるべきであると考えられる。

(組合員の損益分配の割合)

第三十三条 組合員の損益分配の割合は、総組合員の同意により、経済産業省令で定めるところにより別段の定めをした場合を除き、会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の価額に応じて定める。

I. 総論

本条は、組合員の損益分配の割合の定め方について、各組合員が履行した出資の価額に応じて定めることを基本的な方法として規定するとともに、総組合員の同意により LLP 法施行規則に基づく別段の定めを行う方法を採用得ることも規定するものである。

II. 柔軟な損益分配に係る手続

本条は、民法第 674 条第 1 項を踏まえたものであるが、同項とは、①損益分配の割合を定めるにあたって総組合員の同意を必須としている点及び②損益分配の割合を定める方法について一定の制約が課せられている点において異なる。上記①②は、いずれも、LLP の損益分配の割合が、組合員の利害に直接影響するものであり、LLP の事業の根幹に関わる重要な事項であることを考慮して設けられた要件である。②損益分配の割合を定める方法は、LLP 法施行規則第 6 章において規定されている。LLP 法施行規則第 36 条第 1 項は、組合員の損益分配の割合を定めるにあたっては、予め、LLP 法施行規則様式第一（図表 2－3）により書面を作成し、組合員の全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならないことを規定している。かかる様式第一は、電磁的記録をもって作成することができるが、この場合、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名が必要となる（LLP 法施行規則第 36 条第 2 項、第 3 条）。これらの方法により作成された様式第一は、「組合の事業に関する重要な資料」として、会計帳簿と併せて保存されることになる（LLP 法第 29 条）。なお、損益分配の割合は、LLP 契約書本体において定めることもできるこの場合、別途様式第一を作成する必要はないが、LLP 契約書に、組合員の損益分配の割合及びその理由等、LLP 法施行規則第 36 条第 3 項及び第 4 項に規定される事項を記載し、又は記録する必要がある。

民法

(組合員の損益分配の割合)

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(組合員の損益分配の割合)

第三十六条 法第三十三条の規定により組合員の損益分配の割合に関する別段の定めをする場合には、様式第一により書面を作成し、組合員の全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の書面は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、第三条に規定する署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合契約書において組合員の損益分配の割合に関する別段の定めをする場合には、第一項の規定にかかわらず、組合契約書に次に掲げる事項を記載し、又は記録すれば足りる。この場合において、当該組合契約書には、組合員の全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

一 組合員の出資の割合

二 組合員の損益分配の割合及びその理由

三 前号の損益分配の割合の適用開始の年月日が組合契約の効力が発生する年月日と異なる場合には、当該適用開始の年月日

4 前項第二号の組合員の損益分配の割合の理由は、同項第一号の組合員の出資の割合と異なる損益分配の割合を定める理由及び当該損益分配の割合の合理性を明らかにする事由を含むものでなければならない。

III. 柔軟な損益分配の内容

本条は、損益分配の割合に係る別段の合意の内容について特段の制限を設けておらず、具体的なパーセンテージではなく数式等をもって損益分配の割合を定めることも、具体的な分配額が一義的に定まる範囲において許容している¹²。ただし、損益分配の理由（LLP 法施行規則第 36 条第 1 項（様式第一）、第 3 項及び第 4 項）は、合理性を有するものでなければならない³。なお、利益の分配割合又は損失の分配割合のいずれか一方のみが定

¹ 一部の組合員には金銭を分配し、それ以外の組合員には金銭以外を分配するといった分配方法を採用することもあり得る。もっとも、LLP の損益分配は、あくまで金銭により行われることを前提に制度設計されているから、金銭以外の分配は、LLP 法第 33 条に係る損益分配の対象から除外するのが適切である。すなわち、金銭以外による分配を行う場合、金銭以外による分配は損益分配の割合の理由として位置付け、これを前提とした具体的なパーセンテージや数式等を損益分配の割合として定める方法を採用することが望ましいと考えられる。例えば、LLP から分配し得るものが 100 万円と高級木材 10 枚（1 枚あたり 10 万円）であり、組合員 A には 100 万円、組合員 B には高級木材 10 枚を分配するという場合においては、様式第一の記載上、組合員 A の「損益分配の割合」欄に「100」%、組合員 B の「損益分配の割合」欄に「0」%と記載し、「損益分配の割合の理由」欄に、組合員 B に対して高級木材 10 枚が分配される（された）事実を記載することとなる。

² 特段の制限がないのは、「割合」を定める限りにおいてである。したがって、例えば、組合員 A、B 及び C について、A と B は毎月 10 万円の分配を受け、C は 15 万円の分配を受けるといった損益分配の内容を定めることはできない。

³ 仮に損益分配の割合について税務上の合理性が認められなければ、税務上、組合員間において経済的価値の移転が生じたものと評価される可能性がある。

められている場合については、その定められているいずれか一方の割合が利益の分配及び損失の分配の両者に共通する分配割合であると推定される（LLP 法第 56 条・民法第 674 条 2 項）。

図表 2－3

様式第一

組合員の損益分配の割合に関する書面

組合の名称					
組 合 員 名	出 資 の 割 合	損 益 分 配 の 割 合			
	%	%			
	%	%			
	%	%			
	%	%			
	%	%			
損 益 分 配 の 割 合 の 理 由					
適用開始の年月日		平成 年 月 日			
作 成 年 月 日		平成 年 月 日			
組合員全員の署名又は記名押印	組合員：				
	組合員：				
	組合員：				
	組合員：				
	組合員：				

備 考

- 1 「出資の割合」には、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第11条第1項の規定により組合の会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の価額から算出した割合を記載すること。
- 2 「損益分配の割合の理由」には、出資の割合と異なる損益分配の割合を定める理由（組合の業務への各組合員の貢献度の差異等）及び当該損益分配の割合の合理性を明らかにする事由（算定事由、算定式等）を記載すること。

(財産分配の制限)

第三十四条 組合財産は、その分配の日における分配可能額（組合員に分配することができる額として純資産額の範囲内で経済産業省令で定める方法により算定される額をいう。次条において同じ。）を超えて、これを分配することができない。

2 分配の日における組合の剰余金に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額を超えて組合財産を分配するには、総組合員の同意によらなければならない。

3 前項の場合において、組合員は、分配する組合財産の帳簿価額から同項の額を控除して得た額を、経済産業省令で定めるところにより組合契約書に記載しなければならない。

I. 総論

本条は、その構成員の全員が有限責任組合員であるという LLP の特性を踏まえ、組合債権者を保護する観点から、組合財産の分配について量的な制限（限度額）¹を規定するものである。

II. 分配可能額を超える分配の禁止

本条第 1 項は、その分配の日における分配可能額を超えて組合財産を分配することができないことを規定するものである。分配可能額の算定は、LLP 法施行規則第 37 条に基づき、当該分配の日における LLP の①純資産額（直近の事業年度末の貸借対照表上の純資産額に、当事業年度の初日から分配の日までの資産の増加額を加えた額）から②300 万円（組合員による出資の総額がこれに満たない場合には、組合員による出資の総額）を控除する方法によって行われる。

なお、脱退組合員への持分の払戻しによる組合財産の分配は、本条第 1 項の適用対象外となる。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(分配可能額の算定方法)

第三十七条 法第三十四条第一項に規定する経済産業省令で定める方法は、分配日における純資産額から三百万円（組合員による出資の総額が三百万円に満たない場合には、組合員による出資の総額）を控除する方法とする。

III. 剰余金に相当する額を超える分配の制限

本条第 2 項は、分配の日における LLP の剰余金に相当する額を超えて組合財産を分配するには、総組合員の同意によらなければならないことを規定するものである。LLP の剰余金に相当する額の算定は、LLP 法施行規則第 38 条に基づき、①分配日における純資

¹ LLP 法は、組合財産の分配について、回数や時期の制限は特段設けていない。

産額から②組合員による出資の総額（分配日までに組合財産の分配があったときには、純資産額から、組合員による出資の総額と前回までの分配の累計額の和）を控除する方法によって行われる。

LLP 法は、本条第 1 項に定める分配可能額を超えない限り、組合財産を自由に分配できることを原則としている。しかしながら、組合財産の分配を行った結果として分配後の純資産額が組合員の出資総額を下回るような事態を安易に許容することは、当該事業年度末において欠損を生じさせる危険性を惹起し、将来的な違法分配につながりかねない。こうしたことを踏まえ、本条第 2 項は、剰余金に相当する額を超える組合財産の分配を行おうとする場合には、総組合員による慎重な判断を求めるため、常に総組合員の同意を要することとしている。

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

（組合の剰余金に相当する額の算定方法）

第三十八条 法第三十四条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、分配日における純資産額から組合員による出資の総額（分配日までに法第三十四条第二項の規定による組合財産の分配があったときは、組合員による出資の総額から同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を控除して得た額）を控除する方法とする。

IV. 剰余金に相当する額を超える分配に係る開示

本条第 3 項は、LLP の剰余金に相当する額を超えて組合財産の分配を行った場合において、組合員が、分配する組合財産の帳簿価額から剰余金に相当する額を控除して得た額（以下「純資産割込額」という。）を、LLP 法施行規則で定めるところにより LLP 契約書に記載しなければならないことを規定するものである（図表 2－4）。これを受けた LLP 法施行規則第 39 条は、LLP の剰余金に相当する額を超えて組合財産の分配を行った場合、LLP 契約書に、①純資産割込額のほか、②分配日及び③（分配日までに組合財産の分配があったときは、）当該組合財産の帳簿価額から剰余金に相当する額を控除して得た額に本条第 3 項の規定により LLP 契約書に記載される純資産割込額の合計額を加えた額を記載しなければならないと規定している。

LLP 法第 4 条第 3 項第 7 号は、「組合員の出資の目的及びその価額」を LLP 契約書の絶対的記載事項としており、この価額の総額を超えて組合財産を分配できることとした場合、一旦 LLP への出資をして LLP 契約書に過大な出資額の記載を行い、直ちに当該出資を払い戻すといった悪用がなされるおそれがある。こうしたことを踏まえ、本条第 3 項は、出資総額を超えて組合財産を分配するような場合において、組合債権者への適切な情報開示の観点から、上記①②③を LLP 契約書に記載させることとしている。

図表 2－4



第1項：A＞B

第2項：B＞C→ 総組合員の同意、LLP契約書への記載（D）

- A. 組合財産の分配の日における分配可能額
- B. 分配する組合財産の帳簿価額
- C. 組合財産の剰余金に相当する額（経済産業省令で定める方法により算定）
- D. LLP契約書に記載する純資産割込額（B-C）

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

（剰余金に相当する額を超えて組合財産を分配する場合の組合契約書への記載）

第三十九条 法第三十四条第三項の規定による組合契約書への記載は、分配する組合財産の帳簿価額から同条第二項の額を控除して得た額のほか、次に掲げる事項を記載することにより行わなければならない。

一 分配日

二 分配日までに同項の規定による組合財産の分配があったときは、当該組合財産の帳簿価額から同項の額を控除して得た額に同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を加えた額

2 法第三十四条第三項の規定による組合契約書への記載は、分配日から二週間以内に行わなければならない。有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

(財産分配に関する責任)

第三十五条 分配した組合財産の帳簿価額（以下この条及び次条において「分配額」という。）がその分配の日における分配可能額を超える場合には、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、分配額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、当該分配を受けた組合員は、分配額が分配可能額を超過した額（同項の義務を履行した額を除く。）を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

I. 総論

本条は、違法な組合財産の分配がなされた場合における組合員の連帯責任を規定するものである。

違法に分配された組合財産は、本来組合員が取得すべきものではないことから、これを組合財産に復帰させる必要がある。しかしながら、一度流出した組合財産が組合員の浪費等によって損なわれた場合、これを組合財産に復帰させることができず、その結果として、組合債権者が不当な損害を被るおそれがある。

こうしたことを踏まえ、本条は、組合債権者の保護の観点から、違法な組合財産の分配に係る組合員の責任を厳格に規定している。

II. 違法分配に係る組合財産の返還義務

本条第 1 項は、分配可能額を超える違法な組合財産の分配がなされた場合において、本来組合員が取得すべきでない利益を LLP に返還させるべく、分配を受けた組合員について、LLP に対し、連帯して、分配額に相当する金銭を支払う義務を課すことを規定するものである。組合財産の分配額が分配可能額を超えるか否かは、分配した組合財産の時価ではなく、帳簿価額を基準として判断する。

III. LLP の債務の直接弁済責任

本条第 2 項は、分配可能額を超える違法な組合財産の分配がなされた場合において、責任財産の減少により組合債権者が不当な損害を被ることがないように、分配額が分配可能額を超過した額の限度において、分配を受けた組合員が連帯して、直接 LLP の債務を弁済する責任を負うことを規定するものである。

ただし、本条第 2 項に規定される LLP の債務の直接弁済責任は、違法分配のなされた組合財産に相当する額の返還義務を履行した場合には、当該返還額について免除される。なぜなら、違法分配によって減少した組合財産の価値の回復は、当該違法分配によって害された組合債権者の利益の回復を意味するからである。

(欠損が生じた場合の責任)

第三十六条 組合員が組合財産の分配を受けた場合において、当該分配を受けた日の属する事業年度の末日に欠損額（貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。）が生じたときは、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、当該欠損額（当該欠損額が分配額を超えるときは、当該分配額。次項において同じ。）を支払う義務を負う。ただし、組合員が組合財産を分配するについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により組合員が組合に対して欠損額を支払う義務を負う場合において、当該分配を受けた組合員は、当該欠損額（同項の義務を履行した額を除く。）を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

I. 総論

本条は、組合財産の分配に違法がなかったものの、結果として分配を行った事業年度末において LLP が債務超過に陥った場合における組合員の責任を規定するものである。

LLP 法は、LLP 法第 34 条第 1 項に規定される分配可能額を超えない限り、組合財産を自由に分配できることを原則としている。しかしながら、組合財産の分配により事業年度末において債務超過が生じる事態を是認することは、組合債権者において不当な損害を被る可能性を生ぜしめるため避けるべきである。

こうしたことを踏まえ、本条は、組合財産の分配を行った事業年度の末日において LLP が債務超過となった場合には、当該分配を受けた組合員において、組合財産の分配について注意を怠らなかったことを証明しない限り、当該超過額について連帯して LLP に対する返還義務を負うとともに、当該返還義務を負う金額について、連帯して組合債権者への直接弁済責任を負うこととしている¹。

II. 組合員の欠損填補責任

本条第 1 項本文は、事業年度中に組合財産の分配が行われた場合において、当該事業年度末に欠損額が生じた場合、すなわち LLP が債務超過となった場合には、各組合員が、LLP に対し、連帯して当該欠損額（貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合においては、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額）に相当する金銭を支払う義務を負うことを規定するものである。

ただし、当該欠損額が組合財産の分配額を超えていた場合におけるその差額は、本条第 1 項本文に規定される支払義務の対象外となり、この場合、分配額のみを支払えばよい。なぜなら、当該差額は、仮に組合財産が分配されなかったとしても生じていたであろうと評価できるからである。

¹ LLP 法第 36 条は、組合員が欠損填補責任を負い、その結果として自己の出資額を上回る出捐が必要になる場合も想定した規定である。このような場合が生じることは、その構成員の全員が有限責任組合員であるという LLP 固有の性格と矛盾するものではない。

本条第 1 項但書きは、かかる欠損額の填補責任が、組合員が組合財産の分配について注意を怠らなかったことを証明した場合には免除されることを規定している。これは、事業年度末に欠損が生じた場合に常に結果責任を負わせることとなると、組合財産の分配が著しく不安定な状況に置かれることとなり、実質的に期中分配が困難となるおそれがあることを考慮して規定されたものである。

III. LLP の債務の直接弁済責任

本条第 2 項は、分配を受けた組合員が、本条第 1 項の責任に加えて、欠損額（欠損額が分配額を上回る場合は分配額）を限度として、連帯して、直接 LLP の債務を弁済する責任を負うことを規定するものである。これは、組合員が本条第 1 項に基づく欠損額に相当する額の金銭の支払義務を負う場合であっても、その履行がなされなければ組合債権者が不当な損害を被るおそれがあることを考慮して規定されたものである。

ただし、本条第 2 項に規定される組合債権者への直接弁済責任は、分配を受けた組合員が本条第 1 項に規定される責任を負う場合にのみ発生する。したがって、組合員は、自己が組合財産の分配について注意を怠らなかったことを証明した場合、本条第 2 項に規定される組合債権者への直接弁済責任も負わないこととなる。

また、本条第 2 項に規定される LLP の債務の直接弁済責任は、組合員が当該欠損額（欠損額が分配額を上回る場合は分配額）に相当する金銭を支払った場合には、支払額について免除される。なぜなら、欠損額に相当する金銭の支払いは、組合財産の価値の回復をもたらすものであり、これに伴い組合財産の分配によって害された組合債権者の利益も回復されるからである。

第五章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第三十七条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から二週間以内であって解散の登記をする日までに、新たに組合員（同号に掲げる事由による場合にあっては、居住者又は内国法人である組合員）を加入させたときは、この限りでない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功の不能
- 二 組合員が一人になったこと。
- 三 第三条第二項の規定に違反したこと。
- 四 存続期間の満了
- 五 総組合員の同意
- 六 組合契約書において前各号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

本条は、LLP の法定解散事由を規定するものである。「解散」とは、人的結合関係の解消及び合有的財産関係の個人的財産関係への還元を来すべき原因たる法事実をいう¹。

LLP の解散の効果は、法人の解散の効果と概ね同様²である。LLP の解散は、LLP 契約により組成された人的結合関係及び合有的財産関係を直ちに消滅させるものではなく、単に LLP を清算手続をなすべき状態へと移行させる効果を有するにすぎない。

I. 目的たる事業の成功又はその成功の不能

本条第 1 号は、LLP 契約の目的たる事業（LLP 法第 4 条第 3 項第 1 号）が達成されたこと、或いは確定的に成功の見込みがなくなったことを LLP の法定解散事由として規定するものである。これらの事由は、いずれも LLP の事業を継続させる理由を失わしめるものであるから、LLP の法定解散事由として規定されている。

II. 組合員が 1 人になったこと

本条第 2 号は、組合員が 1 人になったことを LLP の法定解散事由として規定するものである。これは、組合員が 1 人になった場合、LLP の前提とする人的結合関係が存在しなくなるため、LLP の法定解散事由として規定されている。

ただし、本条但書きは、組合員が 1 人となった日から起算して 2 週間以内であって解散の登記をするまでに新たに組合員を LLP に加入させることができた場合、解散が遡及的に発生しなかったことになる旨を規定している。

¹ 鈴木祿彌編『新版注釈民法（17）』（有斐閣、1993）182 頁〔菅原菊志〕。

² 法人の解散は、解散する法人について、解散の前後で権利主体の変更を生じさせる。他方で、組合の解散は、このような変更をもたらさない（権利主体は、解散の前後を通じて同じ組合員である。）。

III. LLP 契約の当事者の中に居住者又は内国法人が含まれなくなったこと

本条第 3 号は、組合員の全員が非居住者又は外国法人となったことを LLP の法定解散事由として規定するものである。これは、LLP 法第 3 条第 2 項において LLP の組合員のうち必ず 1 名以上が居住者又は内国法人でなければならないと規定されていることを踏まえ、LLP の法定解散事由として規定されている。

ただし、本条但書きは、組合員の全員が非居住者又は外国法人となった日から起算して 2 週間以内であって解散の登記をするまでに新たに居住者又は内国法人を組合員として LLP に加入させることができた場合、解散が遡及的に発生しなかったことになる旨を規定している。

IV. 存続期間の満了

本条第 4 号は、存続期間の定めが LLP 契約書の絶対的記載事項として規定されていることを踏まえ（LLP 法第 4 条第 3 項第 6 号）、存続期間の満了を LLP の法定解散事由として規定するものである。

V. 総組合員の同意

本条第 5 号は、総組合員の同意を LLP の法定解散事由として規定するものである。本条第 5 号の「同意」の方式は、特に制限されていない。ただし、この場合における解散の登記の申請書には、総組合員の同意があったことを証する書面を添付しなければならないと考えられる（LLP 法第 69 条）。

VI. LLP 契約書において定めた解散事由の発生

本条第 6 号は、LLP 契約書において予め定めた解散事由の発生を LLP の法定解散事由として規定するものである。

(清算中の組合)

第三十八条 前条の規定により解散した組合は、解散の後であっても、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

本条は、LLP 法第 37 条各号に規定される解散事由の発生によって解散をした LLP であっても、清算の目的の範囲内においては、清算中の LLP として依然存続することを確認的に規定するものである。

LLP の解散は、LLP 契約により組成された人的結合関係及び合有的財産関係を直ちに消滅させるものではなく、単に LLP を清算手続をなすべき状態へと移行させる効果を有するにすぎない。LLP を終了させるためには、合有的財産関係の個人的財産関係への還元のための一定の手続（清算手続）を必要とするのであり、清算の終了によって初めて LLP は終了すると解されている¹。

¹ 鈴木祿彌編『新版注釈民法(17)』（有斐閣、1993）182 頁〔菅原菊志〕。

(清算人)

第三十九条 組合が解散したときは、組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって清算人を選任したときは、この限りでない。

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 裁判所は、前項の規定により清算人を選任した場合には、組合員が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

I. 清算人の決定・選任

本条第1項は、LLPが解散した場合における清算人の決定方法について規定するものである。民法第685条は、民法組合が解散したときの清算を、①当該民法組合の総組合員が共同して、又は②当該民法組合の総組合員の過半数で選任した清算人において行うことを規定している。また、LLP法は、営業中のLLPの業務執行の決定について原則として組合員の全員一致を要求しているが、清算手続を行うべき段階においては、組合員各自の利害対立が顕在化するのが通常であり、そのような場合にまで全員一致を要するとしてしまうと、清算手続が滞り、組合債権者等が害されるおそれがある。このようなことを踏まえ、本条第1項は、LLPが解散したとき、原則として当該LLPの組合員（全員）がその清算人となることを規定するとともに、その例外として当該LLPの総組合員の（全員ではなく）過半数をもって清算人を選任し得ることも規定している¹。

本条第2項は、本条第1項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所が、利害関係人の申立てにより、清算人を選任することを規定するものである。本条第2項の目的は、LLPが解散したときに総組合員が組合から脱退し、組合員が不在となった場合であっても、LLPの利害関係人が清算手続を通じて自己の債権の満足等を得られるようにすることである。本条第3項は、本条第2項により選任された清算人の報酬を裁判所において定め得ることを規定するものである。

民法

(組合の清算及び清算人の選任)

第六百八十五条 組合が解散したときは、清算は、総組合員が共同して、又はその選任した清算人がこれをする。

2 清算人の選任は、組合員の過半数で決する。

II. 清算人の職務権限

清算人は、LLP法第56条の準用する民法第688条に従い、①現務の結了、②債権の取立て及び債務の弁済並びに③残余財産の引渡しといった清算事務とともに、その他清算事務を行うために必要な一切の行為（組合債務の弁済のための組合財産の処分等）を行う。

¹ LLP契約において予め清算人となるべき者を定めておくことも可能である。

民法

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
- 3 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

(清算人の解任)

第四十条 清算人（前条第二項の規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、組合契約書に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数をもって決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、組合員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

I. 組合員による清算人の解任

本条第1項は、清算人（裁判所の選任した清算人を除く。）の解任を組合員においていつでもなし得ることについて規定するものである。本条第2項は、本条第1項の規定による清算人の解任について、LLP 契約書に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数をもって行うことができることを規定するものである。本条第2項が総組合員の過半数をもって清算人を解任できるとしていることは、LLP 法第39条第1項但書きにおいて総組合員の過半数をもって清算人を選任することができるとしていることの裏返しである。

II. 裁判所による清算人の解任

本条第3項は、重要な事由のあるときは裁判所において利害関係人の請求によって清算人を解任できると規定するものである。本条第3項により解任できる「清算人」は、裁判所により選任された者を含む。清算人の解任を申し立てられる「利害関係人」は、組合債権者等、LLP と取引関係にあった者を含む。「重要な事由があるとき」は、清算人が清算に関する職務を懈怠し、或いは清算事務の公正を欠き、これにより LLP やその組合員又は組合債権者が不当に害されている場合その他清算手続の遂行に支障を生じる重大な事情がある場合をいうと解される¹。

¹ 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（1）』（有斐閣、1985）527頁〔米沢明〕参照。

(清算人の業務執行の方法)

第四十一条 清算人が数人あるときは、清算に関する業務執行は、清算人の過半数をもって決定する。ただし、清算の常務は、その完了前に他の清算人が異議を述べない限り、各清算人が単独で行うことができる。

2 清算人は、前項本文の規定による決定に基づき、清算中の組合の業務を執行する。

3 民法第六百七十一条の規定は、清算人について準用する。

本条第1項は、清算人が複数人あるときにおいて、清算に関する業務執行の意思決定が清算人の過半数をもってなされることを規定するとともに、清算の常務については、その完了前に他の清算人が異議を述べない限り、各清算人において単独で行うことができることを規定するものである。本条第2項は、清算人が、本条第1項の規定による業務執行の意思決定に基づいて清算中のLLPの業務を執行することを規定するものである。

LLP法は、営業中のLLPの重要な意思決定について組合員の全員一致を要求しているが、清算手続を行うべき段階においては、組合員各自の利害対立が顕在化するのが通常であり、そのような場合にまで全員一致を要するとしてしまうと、清算手続が滞り、組合債権者等が害されるおそれがある。こうしたことを踏まえ、本条第1項は、清算に関する業務執行の意思決定を清算人の過半数の決議をもってなし得ることを規定している。なお、本条第2項は、LLPの業務の執行について定めるLLP法第13条第1項と同旨の規定である。

本条第3項は、清算人について、民法の委任に関する規定（民法第644条から第650条まで）が準用されることを規定するものである。

民法

(受任者の注意義務)

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(復受任者の選任等)

第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

(受任者による報告)

第六百四十五条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

- 2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

(受任者の金銭の消費についての責任)

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(受任者の報酬)

第六百四十八条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

- 2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。
- 3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
 - 一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。
 - 二 委任が履行の途中で終了したとき。

(成果等に対する報酬)

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

- 2 第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

(受任者による費用の前払請求)

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第四十二条 清算人又は次条第一項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者（以下この条において「清算人等」という。）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の清算人等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

本条第1項及び第2項は、清算人及び法人が清算人となる場合の職務執行者が任務懈怠によって第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任について規定するものである。本条に基づく損害賠償責任の内容等は、LLP法第18条に規定されているものと同様である。

(法人が清算人である場合の特則)

第四十三条 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を組合員に通知しなければならない。

2 民法第六百七十一条の規定は、前項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者について準用する。

本条第1項及び第2項は、法人が清算人である場合には、当該法人において清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を組合員に通知しなければならないことを規定するとともに、その者について民法の委任に関する規定（民法第644条から第650条まで）が準用されることを規定するものである。本条は、LLP法第19条と同様に解釈される。

(財産目録等の作成等)

第四十四条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算中の組合の財産の現況を調査し、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条各号に掲げる事由に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下「財産目録等」という。）を作成し、各組合員にその内容を通知しなければならない。

2 清算人は、財産目録等を作成した時から清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

3 清算人は、組合員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

I. 総論

本条は、組合員が清算人による不適切な清算事務の執行により不当な損害を被ることを避けるべく、清算手続の透明性を確保するために必要な清算人の付随的職務を規定するものである。

II. 財産目録等の作成義務及び保存義務

本条第1項は、清算人について、その就任後遅滞なく、清算中のLLPの組合財産の現況を調査し、LLP法施行規則で定める方法により解散事由の発生した日における財産目録及び貸借対照表（以下「財産目録等」という。）を作成し、各組合員にその内容を通知しなければならないと規定するものである。本条第1項に規定される財産目録の作成は、基本的に、株式会社の清算に際して作成される財産目録の作成方法（会社法第492条、会社法施行規則第144条）に倣って行うことで差し支えないと考えられる。本条第1項に規定される貸借対照表の作成方法は、LLP法第5章に規定されている。

本条第2項は、清算人が、財産目録等を、その作成の時から清算中のLLPの主たる事務所の所在地における清算終了の登記が完了する時までの間、保存しておかなければならないことを規定するものである。なお、財産目録等は、LLP法第52条の適用対象となる。そのため、清算人は、清算終了の登記の時から10年間、これらを保存しなければならない。

会社法

(財産目録等の作成等)

第四百九十二条 清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

- 2 清算人会設置会社においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
- 4 清算株式会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

会社法施行規則

(財産目録)

第四百四十四条 法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

- 2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付することが困難な場合を除き、法第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算株式会社の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。
- 3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。
 - 一 資産
 - 二 負債
 - 三 正味資産

III. 清算の状況の報告義務

本条第3項は、清算人が、組合員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならないことを規定するものである。本条第3項に基づく報告の対象となる「清算の状況」は、本条の趣旨を踏まえると、少なくとも、財産目録等と相俟って、清算事務の経過、収支の状況及び残余財産の状況を把握できるような情報を含むものでなければならないと考えられる。

(財産目録等の提出命令)

第四十五条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

本条は、裁判所が、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、LLP 法第 44 条第 1 項に規定される財産目録等の全部又は一部の提出を命じ得ることを規定するものである。財産目録等の提出命令に違反した場合の効果等は、民事訴訟法等の規定や解釈を踏まえ、事案に応じて個別的に検討・判断されるべきであると考えられる。

(債権者に対する公告等)

第四十六条 清算人は、その就任後遅滞なく、組合の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

本条第1項は、清算人が、その就任後遅滞なく、組合債権者に対して一定の期間内（2カ月未満とすることはできない。以下「債権申出期間」という。）にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にその旨を催告しなければならないことを規定するものである。本条第2項は、清算人が、本条第1項に基づく公告について、組合債権者が債権申出期間内に申出をしないときは清算から除斥される（LLP法第50条）旨を付記しなければならないことを規定するものである。本条の目的は、組合債権者の保護を図りつつ、清算事務の円滑な遂行を実現することにある。

「知れている債権者」は、帳簿その他によりLLPに知れている債権者（債権額が具体的に確定していない者も含む。）のことをいう。

(債務の弁済の制限)

第四十七条 清算人は、前条第一項の期間内は、清算中の組合の債務の弁済をすることができない。この場合において、清算中の組合の組合員は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の組合の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

I. 債権申出期間中の弁済の制限

本条第1項前段は、清算人が、原則として、LLP法第46条第1項の解説において定義した債権申出期間が経過するまで、組合債権者（LLP法第46条第1項の「知っている債権者」も含む。）に対して清算中のLLPの債務の弁済をなすことができないことを規定するものである。本条第1項前段の目的は、先んじて一部の組合債権者に対する（過剰な）弁済をなした結果として、他の組合債権者に対する弁済に支障が生じるような事態を避け、すべての組合債権者の平等を図ることにある。

本条第2項は、本条第1項前段の例外として、清算人が、債権申出期間内であっても、裁判所に申立て（清算人が複数の場合は、その全員の同意を得て行う。）を行い、許可を得た場合であれば、少額の債権、清算中のLLPの財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の組合債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をなし得ることを規定するものである。

少額¹の債権については社会政策的考慮に基づき、担保付債権については優先弁済権があることを考慮し、それぞれ債権申出期間内の弁済を認めるのが合理的であると考えられる。また、組合債権者の全員がある債権の債権申出期間中の弁済に同意した場合における当該債権等、これを弁済しても他の組合債権者を害するおそれがない債権については、債権申出期間中の弁済を禁止する必要がない。本条第2項は、こういったことを踏まえ、本条第1項前段の例外を規定している。

なお、本条第2項に規定される裁判所の許可を得るための手続は、LLP法第53条第2項によって準用される会社法の非訟事件の手続についての規定等に従って進められることとなる。

II. 遅延による損害賠償

本条第1項後段は、清算中のLLPの組合員が、清算人において債権申出期間中にLLP

¹ ある債権が「少額の債権」に該当するか否かは、事実関係を踏まえて個別具体的に判断されるべきであり、一般論を示すことは困難である。実務においては、他法の解釈も参考にしつつ、専門家による適切な判断のなされることが期待される。

の債務を弁済することができない結果として生じる債務不履行責任を免れることができないことを規定するものである。清算人は債権申出期間が経過するまで LLP の債務を弁済できず、その結果として、この期間の経過前に弁済期の到来する債権を有する組合債権者は弁済の遅延による損害を被ることとなる。本条第 1 項後段は、そうした損害を組合債権者に甘受させることが妥当でないとし、清算中の LLP の組合員において当該損害を賠償すべきであるとしている。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十八条 清算人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合において、清算人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算中の組合の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

本条第1項及び第2項は、清算の終了を迅速ならしめるため、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権についても、裁判所の選任する鑑定人の評価に従うことによって、債務の弁済をなし得ることを規定するものである。

本条第3項は、鑑定人の選任の手続に関する費用等を清算中のLLPが負担することを規定するものである。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第四十九条 清算人は、清算中の組合の債務を弁済した後でなければ、当該組合の財産を組合員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

本条本文は、清算人において、清算中の LLP の債務を弁済した後でなければ、当該 LLP の残余財産を組合員に分配することができないという原則を規定するものである。本条本文の目的は、組合債権者への優先弁済を義務付けることで、組合債権者を保護することにある。

本条但書きは、本条本文の定める原則の例外として、清算人が、清算中の LLP の債務のうちにその存否又は額について争いのあるものが存在する場合、そうした争いのない債務を弁済し終えたのであれば、そうした争いのある債務の弁済が未了だったとしても、その弁済をするために必要と認められる財産を留保することにより、残余財産の分配をなし得ることを規定するものである。本条本文の原則を貫徹し、清算中の LLP の債務のうちにその存否又は額について争いのあるものが存在する場合においてもその確定を待って弁済した後でなければ残余財産を分配できないとしてしまうことは、清算の終了を不合理に遅延させる一因となりかねない。このことを踏まえ、本条但書きは、そうした場合においては、一定の財産の留保を条件に残余財産の分配を認めることとしている。「争いのある債権に係る債務」は、訴訟係属中の債権のように未だ確定していない債務をいい、具体的には、弁済期前の債権、条件付債権、存続期間不確定な債権及び価額の不確定な債権等がこれに該当する。

なお、清算人は、本条に違反して残余財産を組合員に分配した場合、100 万円以下の過料に処されることとなる（LLP 法第 75 条第 8 号）。

(清算からの除斥)

第五十条 清算中の組合の債権者（知れている債権者を除く。）であって第四十六条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算中の組合の残余財産を組合員の一部に分配した場合には、当該組合員の受けた分配と同一の割合の分配を当該組合員以外の組合員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

本条第1項及び第2項は、LLP法第46条第1項の解説において定義した債権申出期間内に債権の申出をしなかった組合債権者が清算から除斥されること及び除斥された組合債権者が弁済を請求することができる残余財産の範囲が、残余財産全体のうち、未だ分配のなされていないものに限定されることを規定するものである。

本条第3項は、除斥された組合債権者により本条第2項の弁済の請求がなされた場面において、既に残余財産が組合員の一部に分配されている場合、当該組合債権者に対する弁済に充てられる残余財産の範囲が、残余財産全体のうち、当該組合員の一部が受けた分配と同一の割合の分配を残りの組合員に対してするために必要な財産を控除した後のものに限定されることを規定するものである。

(清算事務の終了)

第五十一条 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、組合員の承認を受けなければならない。

2 組合員が一月以内に前項の計算について異議を述べなかったときは、組合員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでない。

本条第1項は、組合員の保護のため、清算人の付随的職務として、清算事務が終了したときに各組合員に清算に係る計算の承認を求めるべきことを規定するものである¹。「清算事務が終了したとき」は、現務の結了²、債権の取立て、組合債務の弁済及び残余財産の分配といった一通りの清算事務が終わったときをいう。

本条第2項は、組合員が本条第1項に規定される清算に係る計算について清算人がこれを通知してから1カ月以内に異議を述べなかった場合、清算人の職務の執行に不正の行為があったときを除き、当該計算について組合員が承認をしたものとみなされることを規定するものである。「不正の行為があったとき」は、典型的には、計算書類の内容に誤謬があったとき、清算人が組合員に対して計算書類の内容についての欺罔行為を行ったとき等をいうが、これらに限定されない。

¹ LLP法第51条は、清算人が、清算手続の起始の局面であるその就任の際にLLPの財産目録等を作成し、これらを組合員に交付しなければならないことを規定している。このことを踏まえると、清算人は、清算手続の最終局面になされる清算に係る計算に際しても、清算結了時における貸借対照表を作成し、これを組合員に交付しなければならないと思われる。

² 解散当時までの取引その他の業務に結末をつけることをいい、業務の結了に必要な限り、売買契約の履行のために商品を買入れることや、第三者と新しい法律関係を結ぶことも含まれる。(鈴木祿彌編『新版注釈民法(17)』(有斐閣、1993)189頁〔菅原菊志〕)。

(帳簿資料の保存)

第五十二条 清算人は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算中の組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合契約書において又は総組合員の過半数をもって帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算中の組合の負担とする。

本条第1項及び第2項は、①清算人又は②LLP契約書において若しくは総組合員の過半数をもって清算中のLLPの帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下「帳簿資料」という。)を保存する者を定めた場合における当該者が、清算終了の登記の時から10年間、帳簿資料を保存しなければならないことを規定するものである。

本条第3項から第5項は、裁判所が利害関係人の申立てにより清算中のLLPがその選任費用を負担する形で上記①②に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができること及び当該者が、清算終了の登記の時から10年間、帳簿資料を保存しなければならないことを規定するものである。

本条の目的は、LLPの清算が終了した後に紛争が生じる場合等を想定し、予め重要な証拠が散逸することを防止することにある。

「帳簿」は、LLPに現存する帳簿の一切をいい、例えば、仕訳帳、総勘定元帳、各種補助元帳、仕入帳及び売上帳等が挙げられる。

「事業…に関する重要な資料」は、営業上作成された資料及び営業の状況を示すために作成された記録（例えば、営業に関して受け取った信書、発送した信書の控え及びそうした信書の受領書等がこれに該当する。）のうち重要なものをいう。

「清算に関する重要な資料」は、清算手続が適正に行われたかどうかをLLPの利害関係者において検討するのに必要な書類の一切をいい、LLP法上その作成が義務付けられている書類¹に限らず、かかる書類の作成に必要な基礎資料のうち重要なものも含まれる。例えば、清算にあたって作成される財産目録等、清算事務報告書、清算に関する決算報告書等のほか、現務の終了のために接受された信書やその控え、債権の取立てや債務の弁済に関する受取証書及び支払証書、財産換価のため作成された契約書やその写し並び

¹ こうした書類は、類型的に、清算に関する「重要」な資料に該当すると考えられる。したがって、これらについて敢えてその重要性の評価を行う必要性はない。

に残余財産の分配に係る各組合員の受領証等は、これに該当する可能性がある。
「利害関係人」は、組合員や組合債権者等をいう。

(解散及び清算についての準用規定)

第五十三条 第二十三条の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ホ及び第三号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条第1項は、LLP法第23条が、仮処分命令により清算人の職務を代行する者（以下「清算人代行」という。）が選任された場合について準用されることを規定するものである。これにより、清算人代行は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、LLPの常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこととなり、かかる許可を得ずになされた清算人代行の法律行為の効果は総組合員に帰属しない。

本条第2項は、LLPの解散及び清算について、会社法の非訟事件に関する規定の一部及び裁判所による登記の嘱託に関する規定の一部が準用されることを規定するものである。

(適用除外)

第五十四条 第三章及び前章（第二十八条、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第四項から第六項まで及び第三十二条を除く。）の規定は、清算中の組合については、適用しない。

本条は、清算中の LLP に適用されない条文を規定するものである。

LLP は、解散して清算手続に入った場合、その営業能力を喪失し、清算の目的の範囲内においてのみ存続することとなる。そして、清算中の LLP は、清算の目的に反しない範囲において、解散前の LLP に関する諸規定の適用を受ける。例えば、次の規定は、基本的に、清算中の LLP に対しても適用される。

- ① LLP の名称についての規定（LLP 法第 9 条）
- ② LLP 契約書についての規定（LLP 法第 4 条及び第 5 条）
- ③ 組合員の権利義務についての諸規定（LLP 法第 11 条等）
- ④ 会計帳簿や財務諸表の保存義務等についての規定等（LLP 法第 28 条、第 29 条第 4 項、第 30 条、第 31 条第 4 項から第 6 項まで及び第 32 条）

他方で、清算中の組合は、清算の目的の範囲内においてのみ存続しているものであるため、営業の存続を前提とする諸規定についての適用を受けない。例えば、次の規定等は、基本的に、清算中の LLP に対して適用されない。

- ① 組合員の加入及び脱退についての規定（LLP 法第 24 条等）¹
- ② 会計帳簿や財務諸表の作成義務等についての規定（LLP 法第 29 条第 1 項から第 3 項及び第 31 条第 1 項から第 3 項）²

¹ 清算の実質は、全組合員の脱退に伴う財産関係の後始末である。清算中の LLP への新たな組合員の加入や組合員の脱退、LLP 契約上の組合員たる地位の譲渡を認めることは、かかる清算の実質と基本的に相容れない。

² LLP 法第 29 条第 1 項から第 3 項の規定は清算中の LLP には適用されないが、実務においては、清算中であつたとしても、LLP の会計帳簿の写しが各組合員に適切に交付されていることが望ましい。

(相続による脱退の特則)

第五十五条 清算中の組合の組合員が死亡した場合において、当該組合員の相続人が二人以上であるときは、清算に関して当該組合員の権利を行使する者一人を定めなければならない。

本条は、清算中の LLP の組合員が死亡した場合において、当該死亡した組合員に数人の相続人があるときは、当該相続人の中から、清算に関して当該死亡した組合員の権利を行使すべき者を一人定めなければならないことを規定するものである。清算中の LLP は財産関係の後始末を行うために存在しているのであり、事業の継続は予定されていないから、組合員の個性や人的信用もあまり重要な意味を持たない。したがって、清算中の LLP において相続人による権利行使を認めることには、特段の支障がない。また、相続人に清算手続への関与を認めることは、清算手続の公平性を図る観点から合理的であるともいえる。もっとも、清算中に数人の相続人が共同して死亡した組合員の権利を行使するのを認めてしまうと、場合によっては、清算手続の円滑な進行が阻害される可能性がある。こうしたことを踏まえ、本条は、清算中に組合員の死亡による相続が生じた場合における相続人の権利行使について制約を設けている。

第六章 民法の準用

第五十六条 組合については、民法第六百六十七条の二から第六百六十九条まで、第六百七十一条、第六百七十三条、第六百七十四条第二項、第六百七十五条第一項、第六百七十六条、第六百七十七条、第六百八十条の二、第六百八十一条、第六百八十三条、第六百八十四条及び第六百八十八条の規定を準用する。

本条は、LLP について民法の組合に関する規定の多くが準用されることを規定するものである。LLP 法は、民法組合のメリットを生かしつつ、組合員全員の有限責任が法的に担保された組合を実現するために立法されたものである。それゆえ、LLP 法は、LLP について、組合員の有限責任を定める部分においては民法組合と異なる仕組みを設けているものの、それ以外の部分については基本的に民法組合と同様の仕組みを採用している。民法組合に関してこれまで長きに亘り蓄積されてきた判例・裁判例や学説も、LLP 法に固有の規定や考え方に背馳する部分がない限りにおいては、基本的に妥当し得ると考えられる¹²。

¹ 実務において殊に問題点になり得ると考えられるのは、LLP を脱退した組合員への払戻し金額を脱退の時ににおける当該組合員の持分金額に一定割合を乗じた金額に減額することが、LLP 法第 56 条・民法第 681 条との関係で認められるか否かという点である。この問題点について明確な見解を示すことは困難であるものの、LLP の共同事業に支障を来すような行為を行った組合員への払戻し金額を契約に基づくペナルティとして減額することは、LLP 契約において予定（民法第 420 条第 1 項）されていた損害賠償債権と払戻し債権の相殺と評価することができるから、LLP 法第 56 条・民法第 681 条の違反を構成しないと考えられる。例えば、除名その他組合員の帰責性が認められる事由により脱退した組合員への払戻し金額を減額する旨の合意をなし、これに基づき実際に払戻し金額の減額を行うことは、LLP 法第 56 条・民法第 681 条への違反を構成しないと考えられる。

² LLP 法第 56 条の準用する民法第 688 条第 3 項は、残余財産が各組合員の出資の価額に応じて分割されることを規定しているが、これは LLP との関係で強行的に適用されるものではないと解される。LLP の残余財産は、LLP による事業遂行により得られた利益の残滓であり、その性質は LLP 法第 33 条や第 34 条に規定される組合財産と凡そ同質であると評価できる。したがって、残余財産の分配は、総組合員の合意に基づいて LLP 法第 33 条に基づいて定めた損益分配の割合に基づいて行うことが可能であると考えられる。

第七章 登記

LLP は、組合員全員の有限責任が法的に担保された組合である。そのため、取引をしようとしている相手が LLP であることを認識しないまま当該 LLP と取引を行った第三者は、その組合員の全員が有限責任組合委員であること等に起因する不測の損害を被り得ることとなる。こうしたことを踏まえ、LLP 法は、取引先が LLP であることについての認識可能性の確保を図るための公示制度を設けている。

LLP についての公示は、商業登記制度に準じた制度によって行われる。商業登記制度は、商号や会社等の内容を公示して信用の維持を図り、かつ、取引の安全・円滑化に資することを目的とした制度であり、LLP についてもこれに準じた制度を活用して公示を行うことが望ましいと考えられる。

こうしたことを踏まえ、LLP 法第 7 章は、LLP 契約の効力の発生、LLP 契約の変更及び LLP の業務の終了に係る登記等並びに LLP 法における商業登記法の準用について規定している。LLP 法に規定される登記義務を怠った組合員等は、100 万円以下の過料に処される（LLP 法第 75 条第 1 号）。なお、登記方法の細則については、LLP 法第 73 条の準用する商業登記法第 148 条（省令への委任）に基づき、法務省令として「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則」が定められている。

(組合契約の効力の発生の登記)

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 第四条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項
- 二 組合の事務所の所在場所
- 三 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 四 組合契約書において第三十七条第一号から第五号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

本条は LLP 契約の効力の発生の登記の義務について規定するものである。

LLP は、当事者が、LLP 契約を締結し、出資の全部を履行することにより組成されるものであり (LLP 法第 3 条)、登記は LLP 契約の成立とは関係がない。しかし、LLP の組合員は、本条に規定される登記が完了しない限り、当該 LLP の組成のために締結された LLP 契約の効力の発生を第三者に対抗できない。本条に規定される登記事項は、次のとおりである。

- ① LLP の事業 (本条第 1 号、LLP 法第 4 条第 3 項第 1 号)
- ② LLP の名称 (本条第 1 号、LLP 法第 4 条第 3 項第 2 号)
- ③ 組合員の氏名又は名称及び住所 (本条第 1 号、LLP 法第 4 条第 3 項第 4 号)
- ④ LLP 契約の効力が発生する年月日 (本条第 1 号、LLP 法第 4 条第 3 項第 5 号)
- ⑤ LLP の存続期間 (本条第 1 号、LLP 法第 4 条第 3 項第 6 号)
- ⑥ LLP の事務所の所在場所 (本条第 2 号)¹
- ⑦ 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所 (本条第 3 号)
- ⑧ LLP 契約書において LLP 法第 37 条第 1 号から第 5 号までに掲げる法定解散事由以外の解散事由を定めたときは、その事由 (本条第 4 号)

¹ LLP 法第 4 条第 3 項第 3 号の「組合の事務所の所在地」とは異なり、地名番地も含んでいる。

(変更の登記)

第五十八条 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

本条は、LLP 契約の効力の発生の登記に係る登記事項について変更が生じた場合における変更登記の義務について規定するものである。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十九条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

本条は、LLP がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の登記の義務について規定するものである。本条の目的は、主たる事務所の移転が LLP の活動拠点の移動を意味することを踏まえ、その旨を速やかに公示させ、これを組合債権者その他の利害関係者において認識し得るようにすることにある。

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

本条は、LLP の組合員について業務の執行を停止する仮処分命令等がなされた場合の登記義務について規定するものである。

裁判所は、LLP に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため必要があるときには、当事者の申立てによって、当該組合員の業務の執行を停止し、これを代行する者を選任する仮処分命令を発することができる（民事保全法第 23 条第 2 項）。本条の目的は、このような場合における仮処分命令等の内容について速やかに公示させ、これを組合債権者その他の利害関係者において認識し得るようにすることにある。

なお、本条に規定される登記は、仮処分命令を発した裁判所の裁判所書記官による管轄登記所への嘱託によりなされることになる（民事保全法第 56 条本文）。

民事保全法

(仮処分命令の必要性等)

第二十三条 (略)

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

3・4 (略)

(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

(解散の登記)

第六十一条 第三十七条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

本条は、LLP が法定解散事由の発生により解散した場合の登記の義務について規定するものである。本条の目的は、LLP の解散が当該 LLP による事業を停止させるものであって当該 LLP の組合債権者その他の利害関係者の利害に大きく関わるものであることを踏まえ、その旨をすみやかに公示させ、これにかかる利害関係者において認識し得るようにすることにある。

(清算人の登記)

第六十二条 組合員が清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所

二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第五十八条の規定は前二項の規定による登記について、第六十条の規定は清算人について、それぞれ準用する。

本条は、①組合員が清算人となった場合、②組合員以外が清算人に選任された場合、③清算人について登記事項の変更が生じた場合及び④清算人について業務執行停止の仮処分命令等がなされた場合における登記の義務について規定するものである。本条の目的は、誰が清算人であるか等が LLP の利害関係者にとって重要な関心事項であることを踏まえ、清算人の氏名又は名称及び住所を速やかに公示させ、これにかかる利害関係者において認識し得るようにすることにある。

(清算終了の登記)

第六十三条 清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

本条は、LLP の清算が終了した場合の登記の義務について規定するものである。本条の目的は、清算の終了によって LLP が終了することを踏まえ、その旨を速やかに公示させ、これを終了した LLP の関係者において認識し得るようにすることにある。

第六十四条
(削除)

(管轄登記所及び登記簿)

第六十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、有限責任事業組合契約登記簿を備える。

本条は、LLP 契約の登記に関する事務の管轄登記所について規定するとともに、登記所に有限責任事業組合契約登記簿を備えることを規定するものである。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第五十九条までの規定による登記は組合員の申請によって、第六十一条から第六十三条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

本条は、LLP の解散以前になされる登記申請については当該 LLP の組合員が行うべきこと及び LLP の解散以後になされる登記申請については当該 LLP の清算人が行うべきことを規定するものである¹。LLP を主導するのは、解散以前においては組合員であり、解散以後においては清算人である。したがって、解散以前においては組合員が、解散以後においては清算人が、LLP 法に規定される登記事項の発生を最も早く、正確に知り得る立場にあるといえる。こうしたことを踏まえ、本条は、組合員又は清算人が登記申請²の主体となること³を明確に規定している。

¹ ただし、LLP 法第 60 条に規定される業務執行停止の仮処分命令等の登記は、仮処分命令を発した裁判所の書記官による管轄登記所への嘱託によりなされる（民事保全法第 56 条本文）ため、本条の適用対象に含まれていない。

² 登記の申請を書面によってする場合、登記の申請人となるためには、事前に登記所に印鑑を届け出ていることを要する。

³ つまり、これらの者が LLP 法第 73 条の準用する商業登記法第 14 条において規定される「当事者」に該当することとなる。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書類)

第六十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 組合契約書
- 二 第三条第一項に規定する出資に係る払込み及び給付があつたことを証する書面
- 三 組合員が法人であるときは、次の書面
 - イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
 - ロ 当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面
 - ハ 当該組合員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

本条は、LLP 契約の効力の発生についての登記申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 法人である組合員の加入による変更の登記の申請書には、前条第三号に掲げる書面を添付しなければならない。

本条は、LLP 契約の効力の発生の登記に係る登記事項の変更についての登記申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。法人である組合員の加入による変更の登記の申請書には、LLP 法第 67 条第 3 号イからハに規定される書面の添付も必要となる。「変更を証する書面」は、典型的には変更後の LLP 契約書をいうが、LLP 法上は特段これに限定されていない。

(解散の登記の添付書面)

第六十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

本条は、LLP の解散についての登記申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。

(清算人の登記の添付書面)

第七十条 次の各号に掲げる者が清算人となった場合の清算人の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第三十九条第一項ただし書の規定により選任された者 次の書面

イ 総組合員の過半数の一致があったことを証する書面

ロ 選任された者が就任を承諾したことを証する書面

二 裁判所が選任した者 その選任を証する書面

2 第六十七条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、清算人が法人である場合の清算人の登記について準用する。

本条は、清算人の選任についての登記申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。清算人が法人である場合における本条の登記申請書には、LLP 法第 67 条第 3 号イからハに規定される書面の添付も必要となる。

(清算人に関する変更の登記の添付書面)

第七十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六十二条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

本条第1項は、清算人の退任が生じた場合における変更登記の申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。「清算人の退任」は、清算人によるその地位を退く行為の一切をいい、具体的には、辞任、解任、死亡、破産手続開始の決定を受けたこと及び後見開始の審判を受けたこと等がこれに該当する。「退任を証する書面」としては、辞任届、組合員の過半数が清算人の解任に同意したことを証する書面、死亡届、死亡診断書、破産手続開始決定の決定書及び後見開始の決定書等が想定される。

本条第2項は、清算人に係る登記事項について変更が生じた場合における変更登記の申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。

(清算終了の登記の添付書面)

第七十二条 清算終了の登記の申請書には、第五十一条の規定による清算に係る計算の承認があったことを証する書面を添付しなければならない。

本条は、清算終了についての登記申請書に添付しなければならない書類を規定するものである。清算人は、清算終了の登記（LLP 法第 63 条）を行うにあたって、清算事務がすべて終了したことを示すために、登記申請書に、清算人が行った清算に係る計算について総組合員の承認があったことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

本条は、LLP 法上、登記に関する一般的事項について、商業登記法及び民事保全法の一部が準用されることを規定するものである。

第八章 組合財産の分割禁止の登記

第七十四条 組合財産が不動産に関する権利（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三条各号に掲げる権利をいう。次項において同じ。）であるときは、第五十六条において準用する民法第六百七十六条第二項の規定にかかわらず、次項の規定により読み替えて適用される不動産登記法第五十九条第六号に規定する共有物分割禁止の定めを登記をしなければ、清算前に当該組合財産について分割を求めることができないことを第三者に対抗することができない。

2 組合財産が不動産に関する権利である場合における不動産登記法の適用については、同法第五十九条第六号中「又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判」とあるのは、「、同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判又は共有物若しくは所有権以外の財産権が有限責任事業組合の組合財産である場合における当該有限責任事業組合についての有限責任事業組合契約」とする。

本条第1項及び第2項は、組合財産が不動産に関する権利である場合、当該組合財産について不動産登記法第59条第6号に規定される共有物分割禁止の定めを登記をしなければ、清算前に当該組合財産について分割を求めることができないことを第三者に対抗し得ないことを規定するものである。

不動産登記法

(登記することができる権利等)

第三条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等（保存、設定、移転、変更、処分の制限又は消滅をいう。次条第二項及び第百五条第一号において同じ。）についてする。

- 一 所有権
- 二 地上権
- 三 永小作権
- 四 地役権
- 五 先取特権
- 六 質権
- 七 抵当権
- 八 賃借権
- 九 配偶者居住権
- 十 採石権（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に規定する採石権をいう。第五十条、第七十条第二項及び第八十二条において同じ。）

(権利に関する登記の登記事項)

第五十九条 権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

- 六 共有物分割禁止の定め（共有物若しくは所有権以外の財産権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項ただし書（同法第二百六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で共有物若しくは所有権以外の財産権について分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外の財産権の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判をいう。第六十五条において同じ。）があるときは、その定め

第九章 罰則

- 第七十五条 組合員若しくは清算人又は仮処分命令により選任された組合員若しくは清算人の職務を代行する者は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
- 一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。
 - 二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
 - 三 組合契約書、会計帳簿、財務諸表又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
 - 四 第三十一条第四項又は第五項の規定に違反して、財務諸表又は組合契約書を備え置かなかったとき。
 - 五 第三十一条第六項の規定に違反して、正当な理由がないのに財務諸表又は組合契約書の閲覧又は謄写を拒んだとき。
 - 六 清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条第一項の期間を不当に定めたとき。
 - 七 第四十七条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
 - 八 第四十九条の規定に違反して、清算中の組合の財産を分配したとき。

本条本文及び各号は、組合員若しくは清算人又は仮処分命令により選任された組合員若しくは清算人の職務を代行する者が行った不正行為等について罰則を規定するものである。本条但書きは、これらの者について別途刑法等の適用により刑（刑法第9条参照）が科され得ることを確認的に規定したものである。本条において罰則の対象とされている行為は、次のとおりである。

- ① 登記の懈怠（本条第1号）
- ② 公告・通知の懈怠又は不正の公告・通知（本条第2号）
- ③ LLP 契約書、会計帳簿、財務諸表又は財産目録等についての記載の懈怠や虚偽記載等（本条第3号）
- ④ 財務諸表又はLLP 契約書の備置の懈怠（本条第4号）
- ⑤ 正当な理由のない財務諸表又はLLP 契約書の閲覧・謄写拒否（本条第5号）
- ⑥ 清算結了を遅延させるための不当な（長期に亘る）債権申出期間の設定（本条第6号）
- ⑦ 清算中（かつ債権申出期間中）における違法な債務弁済（本条第7号）
- ⑧ 清算中における残余財産の違法な分配（本条第8号）

第七十六条 第九条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

本条は、不正の目的をもって既存の登記された LLP と誤認されるおそれのある名称又は商号を使用する行為について、罰則を規定するものである。

会社法

第八条 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 (略)

第十章 その他 LLP の運営を行うにあたって問題となり得る事項

I. LLP の事業に対する課税

LLP の事業により利益が生じた場合、当該利益の分配を受けた組合員に対して直接課税がなされる。

また、組合員は、LLP の事業により損失が生じたとき、当該組合員の出資の価額を基礎として定められる一定額の範囲内で、当該組合員の他の所得と損益通算をすることができる。

II. LLP の事業に係る税務申告等

LLP の事業に係る税務申告は、各組合員において事業年度ごとに行う必要がある。また、LLP の会計帳簿を作成した組合員は、LLP の計算期間の終了する日が属する年の翌年 1 月末までに、各組合員の所得に関する計算書を税務署に提出する必要がある。

III. 損益の内部留保

LLP は、株式会社が行うようないわゆる内部留保をすることができない。もっとも、LLP の事業を通じて取得した財産を組合員の合有財産である組合財産として留保することは可能である。

ただし、このように組合財産として留保するかどうかにかかわらず、LLP の事業から生ずる損益はすべて組合員に帰属し、税務上もこれに応じて各組合員において課税されることとなる。

IV. 許認可の必要な事業

LLP において許認可の必要な事業を実施することは、LLP 法において特段制限されていない。もっとも、そうした事業を LLP において実施する場合、組合員においてそうした事業を行うための許認可を取得する必要があると考えられる。詳しくは、各許認可制度の所管省庁や関係機関にご確認されたい。

V. 補助金

LLP の事業のために補助金制度を利用することは、LLP 法において特段制限されていない。ただし、LLP は法人格を有しない組合であるから、LLP の事業のために補助金制度を利用する場合、当該 LLP の組合員が肩書き付き名義でそうした補助金制度の利用のための手続を行わなければならないと考えられる。詳しくは、各補助金制度の所管省庁や関係機関にご確認されたい。

以上